

7912

フリビトマ群島に於ける日本人

目次

又群島を占領す

カトリック教団を發見す

フリビトマ群島を占領す

群島に於ける管理政府并にカトリック教會の組織

フリビトマ群島の地誌

群島の位置

群島の面積

群島の名稱

群島の山脈

群島の氣候

群島の物産

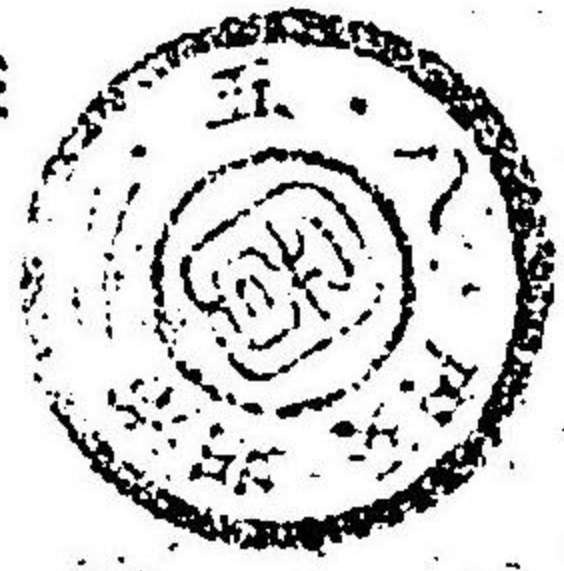
麻 砂糖 烟草 米 咖啡 藍靛等

四一

一〇

八六五

一〇〇 一一二 一二四



群島の人口
群島の人口

一五
一六

チグロット人種
マレー人種
マレー人種の考証
歐羅巴人種
混色人種
支那人種
群島の首府

日本人群島に殖民す

二一

二〇

支那の出稼人

日本の移住人

原田孫七郎一たひ群島を圖る

原田孫七郎一たひ群島を圖る

二四

二二

西班牙國の強大

原田の畫策

原田説を大岡に進む

群島太守に與へたる大岡の書翰

佛人クラセカ大岡の評

群島太守の恐怖

使節ジャンゴポー來る

三二

三〇

三〇

二八

二七

二五

二四

原田孫七郎再たひ群島を圖る

三四

原田再たひ群島に赴く

國姓爺群島を襲撃す

群島太守の恐怖

使節ゴンザル及びパチスト等來る

大岡原田及びパチストの評

原田孫七郎三たひ群島を圖る

四六

パチスト等京都に教會堂を起す

増田長盛西班牙商船の船長と應接す

大岡怒りて商船を没收す

原田進説して大岡を激す

大岡怒りてカトリック教僧を磔殺す

伊達政宗群島を圖る

五二

政宗大志を外に伸へんことを試みる

支倉六右衛門等を群島に遣る

政宗述懐の詩

五五

五三

五二

五〇

五〇

四九

四七

四六

四六

四五

四一

三八

三七

三四

松倉重政群島を圖る

五五

重政封内のカトリック教を禁遏す

重政の兵備

吉岡九兵衛等を群島に遣る

重政遠征の允許を請願す

徳川家康日本群島間の貿易を奨励す

六二

家康外國貿易に着眼す

家康の希望

家康阿蘭陀人等を救護す

家康群島及び墨西哥の貿易に着眼す

ヤンヨーステン及びアダムス

家康及び群島太守の照會

群島太守に與へたる家康の書翰

群島太守に與へたる家康の書翰

群島太守に與へたる家康の書翰

徳川家康群島日本墨西哥間の航路を開く

七七

五五
五七
五八
六二
六四
六五
六八
七〇
七〇
七二
七四
七六

群島太守の遲疑

家康に贈りたる群島太守の書翰

秀忠に贈りたる群島太守の書翰

浦賀港を開く

浦賀港の定書

家康在群島日本人の退去令を承認す

群島太守に與へたる家康の書翰

在群島日本人處分委任の朱印狀

群島太守に與へたる秀忠の書翰

群島太守に與へたる家康の書翰

群島太守に與へたる家康の書翰

墨西哥渡航船保護の定書

マニール浦賀及びアカビュルコ間の航路

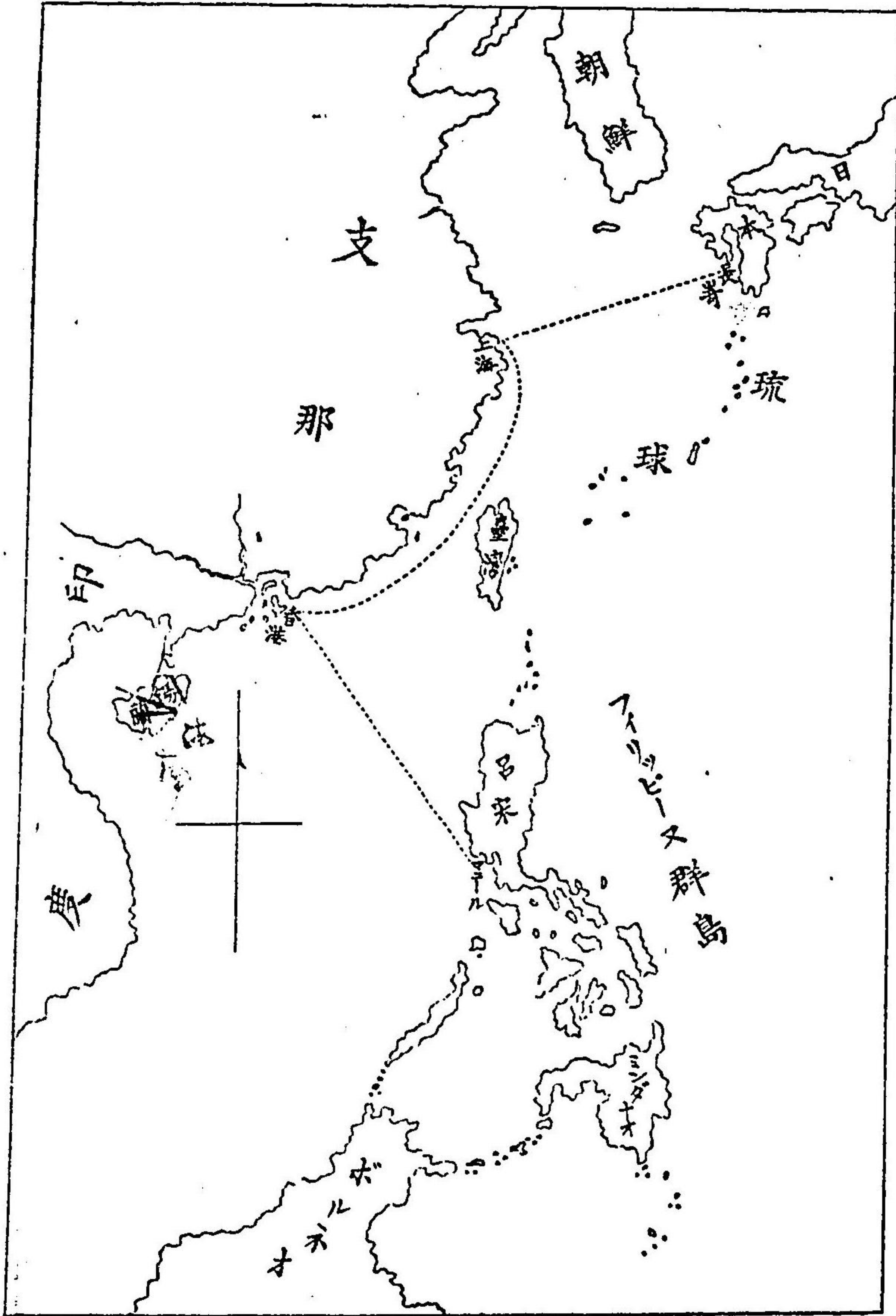
西類子

家康按針を以て大艦を新造せしむ

源實朝造船の故事

七八
八〇
八二
八四
八四
八六
八六
八七
八七
八八
九〇
九二
九二
九二
九三
九四
九五

置位島群ヌーピリィフ

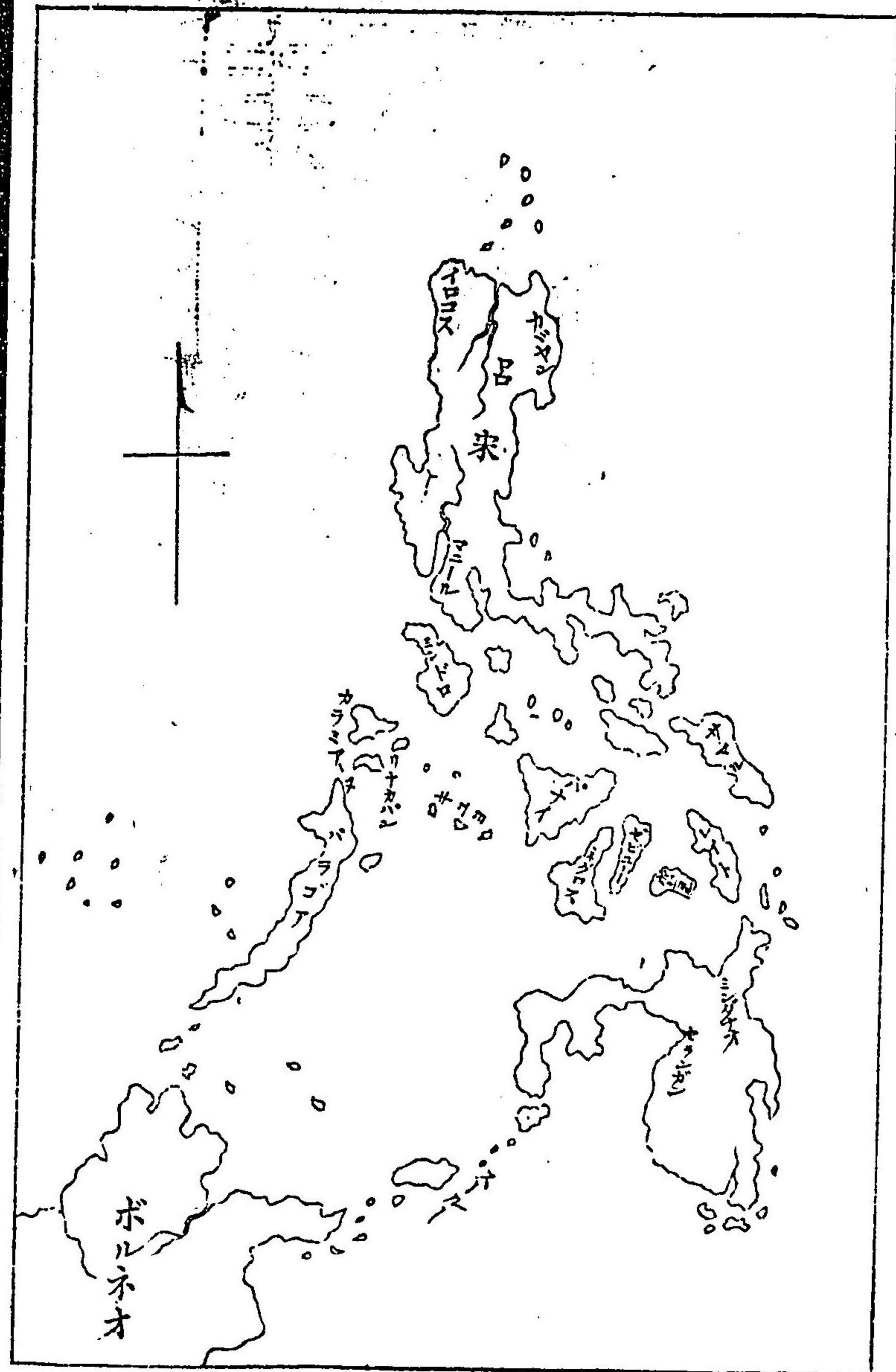


三世紀に渉る日本群島間の關係

- 按針智巧を以て大艦を製造す 九六
- 新造の大艦を以て亞米利加に航行す 九七
- 墨西哥太守に與へたる家康の書翰 九九
- 墨西哥太守に與へたる秀忠の書翰 一〇一
- 一〇二
- 家康の世に於ける通商諸國 一〇二
- 通商の船舶 一〇三
- 家康在群島日本人の裁判權を群島太守に放任す 一〇五
- 群島太守に與へたる家康の書翰 一〇六
- 家康か外交主義の結果 一〇六
- 在群島日本人の狀態 一〇九
- 高山南坊及び内藤如安 一〇九
- 新井白石羅馬人シロテに應接す 一一〇
- 三千餘のヤアパンジスの子孫 一一一
- モーロー土人 一一二
- 明治政府日本群島間の通交を復す 一一三

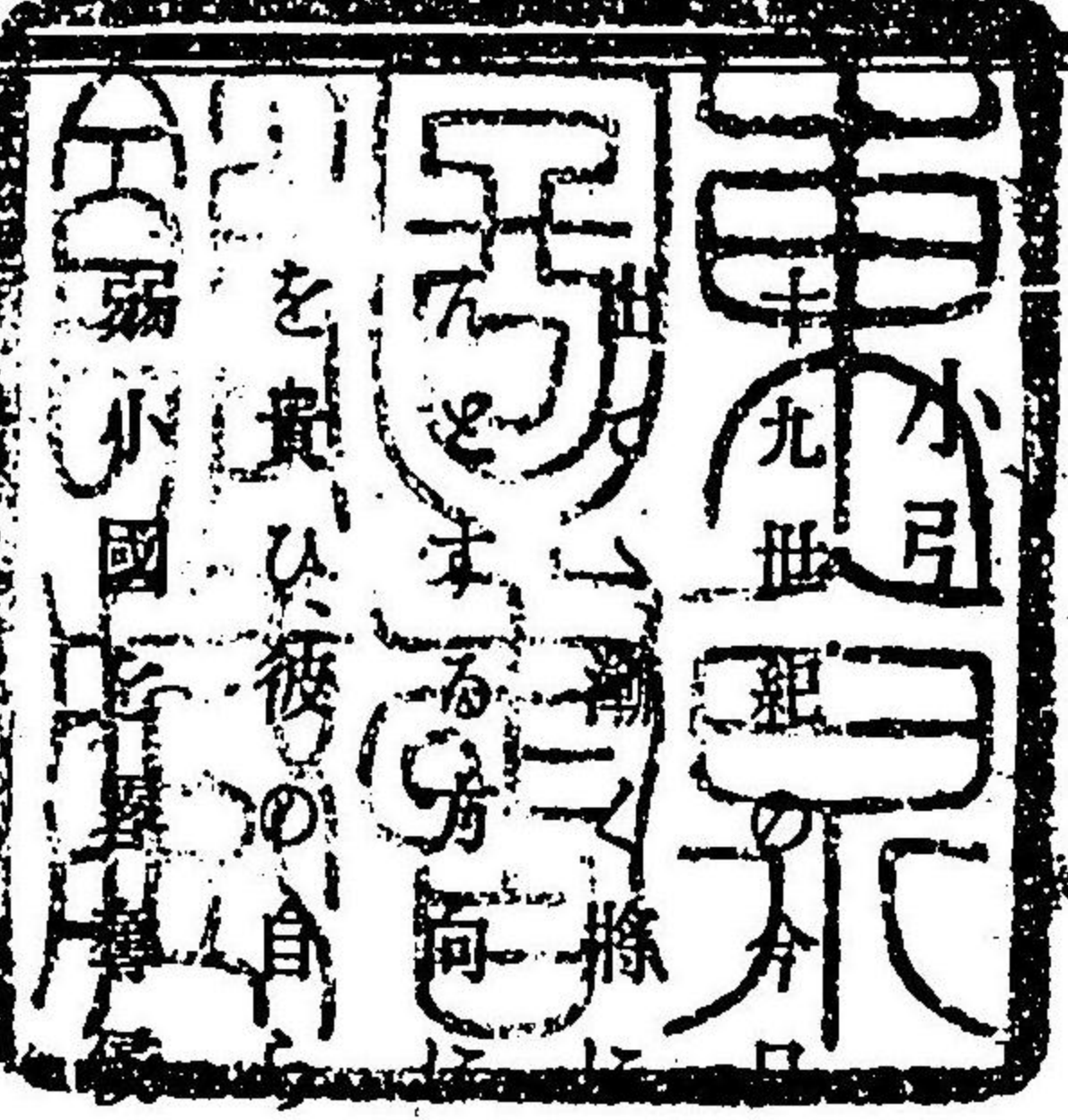
No 16713/22

図全島群ヌーピリッ



フィリッピンヌ群島に於ける日本人

日南居士著



は略奪侵暴を事とせし草昧の世界より
 仁慈親愛を旨とせる文明の世界に入ら
 嚮ひたり吾々平生より自由を重し正義
 文明國と誇稱する強大國か動もすれば
 暴するを憤慨憎疾する日本國人は我力
 の能く可きたけは其略奪侵暴を匡正し内外共に仁慈親
 愛の天樂を享受せんとこそ欲すれ固より自ら毫厘も之
 を犯さんと欲するの志を動かす者に非ず然れども仁慈
 親愛の白光は依稀として未だ明輝を揚げず略奪侵暴の

黒雲は慘澹として尙ほ東西を蔽ひたる今日の世界に「國」として立てるものは、他の不法なる強大國に對しては寢食起居に干戈を執りて自ら守るの覺悟無かる可からず、又今日の世界に獨立したる一國として他の各國に對するものは、固より好和親睦の心を披きて之と交を厚くす可しと雖も、苟も迎合阿諛して其歡心を攪り、以て自國の安寧幸福を増進せんと欲するか如きは決して夢想にたも置く可からず、何となれば迎合阿諛して他の歡心を攪らんと欲するか如き卑劣手段の、何れの世も徒らに輕蔑侮慢を誘致する媒介幫助となるものあればあり、故に今日の世界に處し國交を修むるには、恭謙は進めて致す可きも、阿諛は退けて避けざる可からず、和親は勉めて厚

くす可きも、屈從は努にも取る可からず、一言にして之を謂へば、左手に玉帛を捧げて右手に劍を提げざる可からず、試に今日我國の外國に對する國交上の關係如何を見よ、果して能く阿諛を避けて恭謙を致し、屈從を取らずして和親を厚くし、おるものと謂ふを得る歟、余れ之を知らざるなり、嗚呼、余れ今日日本人の左手に玉帛を捧げたるを見る、未だ右手に劍を提げたるを見ざるあり、嗚呼、余れ常に昔時の日本人が動もすれば外國に對し亂暴粗笨の舉動有るを笑ふ、然れども又現時の日本人が一小天地の間に踟躕して自國の喜憂を一切強國の舉動に係くるか如きの狀有るを嘆するなり、抑、男子與に盜を禦かん歟、女子與に賊を防かん歟、與に共にす可き者は男子なり、四世

紀前に於ける日本人の外國に對し男子らゝき豪膽の行爲を以て、今日の日本人の女子らゝき小心の舉動に比見し、何れの心膽か與に國を守るに足らんかと問はゞ、余は寧ろ今を棄て、古を取らんものなり、近ころ我國とフィリッピン又群島との交通貿易の路再たひ開くるに會ふ、因て群島風土の概略と、四世紀前より日本人の群島に對する航海貿易移住殖民等の事蹟を記し、一は以て群島の觀風に資し、一は以て當時の日本人が進取活潑の舉動を今人に示さんと欲し此編を草す

西班牙人フィリッピン又群島を占領す

十五世紀の季業に當り、クリストフ、コロンブスが亞米利加

マゼラン
將軍
フィリッピン

又群島を
發見す

大陸を太西洋の西方に發見せしより、歐羅巴大陸中ピレネー嶺南の西班牙及び葡萄牙國人をして、非常の勇氣を發揮せしめ、幾群の冒險者は續々船艦を繼いで兩國の海口を解纜し、亞非利加大陸の南角を回航して、印度洋に突き込む有り、パナマ地峽を横過して、太平洋に進み入るも有り、就中全地球一周者の嚆矢たる西班牙の海軍將官フェルナナン、マゼランは、一千五百二十年即ち我永正十七年(足利氏の未造)本國の海港を發して太西洋を横截し、南亞米利加の沿岸を回り、南端を過ぎりて其名を海角の稱に留め、更に太平洋に出で、洋の西を指し、翌千五百二十一年我大永元年セン、ラザル祭の日を以て一大群島を發見したり、因て西班牙の國旗を樹て、之をラザル群島と名けたり、而る後マゼランは

群島中の一なるマクトン島に於て、土人の伏兵に中りて死
したりと雖も、其徒善く船艦を全くし、印度洋より亞非利加
の南邊を航し、モロッコ及ひ喜望峯を経て、終に本國に達し
たり、之を世界一周及ひ群島歴史の始めとす。

是より後ち西班牙人は東南洋の航路を覺り、屢ラザル群島
に到りて貿易の利を收めたる中、新西班牙即ち墨西哥の總
督ルヴァイデフラスコは、本國なる西班牙王フィリッパ第二の命を
奉り、海軍將官ロベスデレサスピに群島を占領す可き旨傳
令したり、是に於てレサスピは數多の船艦軍隊を率ゐて群
島に到り、陽に貿易船と稱し、群島中第一の大島呂宋の酋長
に就きて貿易を求め、其島占領の第一着として立脚の地を
得んと欲し、多く黄金を酋長に與へて先づ其欸心を取り置

き、乃て一枚の牛皮を取出し、其皮大の地を讓與せられんこ
とを請求したり、且つ此請求にして許容せられは更に酬ゆ
るに此物を以てす可しと、酋長の眼前に珍貨を堆積して之
に示したり、酋長は已に黄金に満足し、又珍貨の眼前に眩耀
するを見る、土人の淺薄なる焉、西客の福心を包藏するを
慮らん、僅々皮大の地を以て幾多の黄金と幾多の珍貨に易
ゆ、利之より大なるは莫しと、喜ひて其請求を容れたり、因て
レサスピは牛皮を剪りて細線となし、線々相接続し、地形を
相して四圍に之を張り、其内の地を求めしかば、酋長は事の
意外なるに驚愕せしかども、約條一たひ成りて亦如何とも
する能はず、月税若干を納れしむるを約して永く西客住居
の地と認め、復た其地を校せさりし中、レサスピは城堡を築

群島に於ける管理
政府并に
カトリック
の教會の
組織

き陣營を立て、軍備全く成りて猝かに戦を宣へ、砲火を發して酋長を攻め、遂に之を殺して呂宋を取り、漸く四邊の群島を合せ、永く西班牙東方の殖民地即ち無盡の金庫と定めたり、是れに於て國王フィリップ第二の名譽を表彰し、其名を取り、セン、ラザル群島を改めてフィリッピーヌ群島と稱したり、是れ蓋し一千五百七十二年我元龜三年即ち足利氏亡ひ織田氏起りたる時代なり。

爾りより以來西班牙王は呂宋のマニールに群島の管理政府を置き、太守を選任して此に駐劄せしめ、軍隊を派遣して此に駐屯せしめ、而して漸々西班牙人を移して此に殖民せしめ、其領屬地たることを鞏固にし、以て今日に至れり、今此群島の太守は英領印度の太守に於けるか如く、殆ど副王

の地位を有し、其權頗る重く、政兵の兩權を掌握し、文武の兩官を統率し、外國に對し其名を以て通商の約款を立つるを得るの權を有し、其下に海軍長官、陸軍長官、内務長官、大藏長官有し、府知事有し、裁判所長官有し、全領四十三州に分ち、每州に亦知事有し、宗教上には西班牙國王の撰薦に由り、羅馬法王の任命したる大僧正有りて、一切教化及び教育の權をも有し、其下には僧正三人有り、又其下には五百の寺領僧徒有りて、人民を教化し、又教育せり、人民にして若し管理政府の處置に服せざる事有る時は、之を僧徒に訴ふれば、大僧正は直接に之を本國政府に申稟するを得るの權有り、是れ其至大の權力を有したる管理政府をして、專横の弊無からしめんか爲めにして、要するに宛然たる一獨立國の形貌を具

へたるものと謂ふ可し。

フィリッピーン群島の地誌

抑、フィリッピーン群島は日本帝國の西南、支那帝國の南に在るマレーシヤ中數多の島嶼より成れるものにして、ミンドロ海及ヒセレーブ海其西南に瀆き、太平洋其東を限り、支那海其西を洗へり、北緯四度三十四分に起り、二十一度十三分に至る、熱帶圈内に在り。

群島の面積は大凡十一萬五千方英里有り、之を英國に比すれば殆ど同一く、之を日本に比すれば北海道を除きたるものに長や等し、就中呂宋は六萬五千方英里なれば、即ち全島面積の一半以上に居れり。

群島の位置

群島の面積

群島の名稱

群島中最大なるものを呂宋ルソンとなす、我日本國人は古來此名を以て群島の總稱となせり、群島の首府マニールは此島に在り、其他カマヤン及ヒイロコス等亦此中に在り。ミンダナオ一名マンシンドナオは群島中最南に在る一大島なり、其美景と饒腴呂宋に次く、其一市ミンダナオ一名セランガンは此島の一良港なり。

此他群島中の富饒なるものは、曰くサマル、曰くレイト、曰くゼビュー、ゼビューは同名の一市を有せり、曰くマクトン、是島はマゼランか土酋の爲めに害せられたる所なり、曰くネグロ一名ブグラ即ち黑人島、曰くミンドロ、是地の硫黃を以て著名なり、以上諸島は呂宋とミンダナオとの中間に在り、之を總稱してビザヤス島といひ、又繪の島と稱す、是其山水の

群島の山脈

明媚なるを以てなり、曰くパラゴア一名パラヴァン、西方に在る一長島なり。

群島内山嶽多く、其脈縦横、殊に呂宋の如きは連山的の二半島よりなり、山脉重疊、其最高峰にはカラホロ有り、火山亦頗る多く、マヨン及ひバルサン等は其有名なるものにて絶えず噴火せり、之か爲め激烈なる地震亦屢起り、全島其災に罹ること尠からず、一千八百六十三年の地震の如きは災の最も惨なるものなり。

群島の氣候

群島は熱帶地方に在りと雖も其氣候は酷熱ならず、四季寒暄の差殆ど無しといふも可なり、冷氣の極は一月なれども寒暖計は尙ほ華氏六十七度内外に在り、炎暑の候四月に至れば九十、八度を超過す、其一年の平均度は凡そ八十度なり、

此島には一年に雨節及ひ乾節の二季有りて、六月より九月に至る間は島の西部に定雨有り、其間東北部は反て降雨無し、是れ西風の吹來る季節なるを以てなり、定雨の季節中、毎日午後より密雲合し、迅雷轟き、疾風豪雨必らず到り、撲打三四時間に亘りて、其間凄凉身に爽快を覺ゆ、既にして雲散し、雨霽れ、雷靜まり、風亦歇み、碧空洗ふか如く、忽ち晴朗の天氣となれば、炎熱復た焚くか如し、而して十月に至れば數日を連ね、烈風強雨小間無く、風害水災は多く、此時に在り、此風雨一たび過ぐれば、雨節去りて乾節代り來る、地震の多きも亦此乾節中なり、斯くて島の西部を去りたる雨節は、旋りて西北部に到り、是れ其風の方向此時北風に變するを以てなり、二節の往來終古此くの如し。

群島の物産

麻

砂糖

烟草
米

全島の氣候温暖にして土地饒腴なるを以て、到る處、礦、植、動物の天産に富めり、而して其主たる産物として世に知られるるものは麻、砂糖、烟草、米、咖啡、藍、染料等となす、其中麻は群島固有の物産にして芭蕉の一種より製す、土人の所謂アバカ、外人の所謂シニール、ド、マニール、又はマニラ、ヘンプ即ち是れなり、此麻は通常の織緯又は綱に製し、毎年輸出するもの九百萬以上一千万圓に達す、此他麻は織物としてマニラ布として、又木綿、羊毛、絹糸等と交織し市場に名有り次に砂糖の産額も亦麻に匹敵せり、其糖は甘蔗より製するを以て、甘味極めて多し、毎年輸出は八百萬圓より一千万圓に至る次に烟草はマニールの名産として久しく世に知られ、其輸出百五十萬乃至二百萬圓とす、米は我日本に於けるか如く

咖啡

藍

群島の人

土人日用の食料なれば、往昔は島中第一の産物として輸出亦隨て盛なり、一は天災の荐りに連り、一は麻、砂糖、烟草等の耕作、米作より利有るか爲め、二十年以來米作漸々減少して、麻、砂糖、烟草等の耕作、製造に其地を譲るに至れり、是故に目下島中の産米は土人の食用を充たすに足らず、佛領交趾の西貢及支那南邊より其供給を仰けり、次に咖啡は近年の新産に係れども、既に九十萬乃至百萬圓の産出を見れば、將來頗る望み有るものなり、藍、染料産出は今古へに如かず、此他天産には木材、藤、籠、甲、貝、水牛角皮等有り、製品には織物、帽子、製油、樹脂、生蠟等頗る觀る可きもの多し、群島に於ける人口の數は未だ精確ならず、雖も千八百八十三年即ち我明治十六年に、七百六十三萬六千六百三十二

群島の人種

ネグロト人種

マレー人種

人の算定なりき、尙ほ之に諸小島嶼の商民及び土蕃を加へ
 なは、八百萬以上を得可し。
 群島の人種は大別して五種と爲す、曰くネグロト人種、曰く
 マレー人種、曰く歐羅巴人種、曰く混色人種、曰く支那人種、即
 ち是なり、ネグロト人種は群島最古よりの住民にして、之を
 アイタ人と稱す、身幹矮小にして四尺六七寸に過ぎず、皮膚
 黒色にして容貌頗るネグロ人種に肖たり、此人種は今日深
 く内地に住し、マレー其他の人種と群住せず、其數約そ二萬
 に幾し、蒙昧蠢愚の蕃民なり、マレー人種は群島第一の住民
 にして、ネグロトより代り、早く此群島に蕃衍したるものなり、
 此人種の皮膚淡褐色にして、毛髮黒く、瞳亦黒く、頗る日本人
 種に近き者有り、其種類は今日數多よ分れたり、呂宋及びヒ

ンドロのタガル人、中央諸島のピザヤ人、呂宋南部のピコル
 人、ミンダナオのマンダヤ人及びマノホ人、スウルウ諸島の
 スウルウ人、呂宋のニキリット人等、皆其支流餘裔なり、是等の
 人種は尙ほ大別して里居人及び山居人となす、里居人は風
 教に向ひ、管理政府の政令に服し、納貢する者にして、山居人
 は殆ど化外の民なり、所謂生蕃熟蕃の類なり、此内一種族に
 して全く里居人となれる有り、全く山居人なる有り、里居、山
 居、相半はする有り、タガル人の如き大概里居人となり、群島
 民中の最優等者なり、又ニキリット人の如きは全く山居人に
 して、最も獷猛の民となす、此他モロー人と稱する一種族
 有り、多くはホーロー島に據れり、亦純然たる山居人にして、
 其容貌といひ、其骨格といひ、最も我日本人に近く、其慄悍な

ること諸山居人中に冠たり。
 孝徳帝の白雉五年日向に漂流し來りたる吐火羅人及
 ひ舍衛人、又た齋明帝の三年に筑紫に漂泊したる觀貨
 邏人は、即ち群島のマガル人及ひピッサヤ人ならんと考
 定する者有り、又往古のマガル人は、容貌、骨格、性質、風俗、
 頗る日本人に類するもの有りといふ、是或は我日本
 人と天潢を同くする者に非ざる無きや、吾人の考究を
 要す可きもの有り、而して又其モロー人に就きては
 西班牙の宣教師にして、是即ち昔時群島に來住せし日
 本人の後裔なりといふ者有り、此事たる最も吾人が考
 究の力を價するものなり、抑、群島住民の種族の事を記
 するの書にして未だ精確なるもの有らず、余近日此島

歐羅巴人種

混色人種

支那人種

に航するの次を以て、之を探究し來らんと欲すれば、異
 日此事に就きては別に記して世に問ふ所ある可し。
 群島の一たひ西班牙國に屬せしより、西班牙人及ひ其他の
 歐羅巴人の來住する者漸く多く、今は亦住民の一として數
 ふるに至れり、而して是等の歐羅巴人種は大体呂宋のマニ
 ール府内外に住せり、混色人種は各種土人間の相婚、又は土
 人、歐羅巴人間の相婚より生したる人種とす、此人種も亦マ
 ニール府内外より都て呂宋島中に住せり、支那人も亦西班
 牙人の如く三百年來群島に植民し、居商行買の事は主とし
 て此種族の業となれり、此種族の數は非常の變亂驅逐等に
 由り、屢、非常の増減有り、と雖も、目下の數は約る七萬人有
 り、亦多く呂宋に住せり。

群島の首府マニールは呂宋の西部に於て、風光の明媚を以て名ある一大灣の灣底に在りて、其府ハベイ湖より流出して海に至るパシク河畔に臨めり、之を管理政府の所在とす、千五百七十一年我元龜二年西班牙藩屬地の首府となり、より、漸く南洋中一大至要の地となれり、一千八百六十三年我文久三年の大地震は頗る此府を荒廢せしめたりと雖も、爾來又稍舊觀に復したり、此府の門戸たるカザイト港は府外數里の地に在りて船舶檢閲所となす、府内の人口は千八百七十三年我明治六年、二十二萬百五十五人有り、之を細別すれば純粹の土人十六萬八百九十六人、支那人四萬六千六十六人、雜種支那人一萬五千七百七十五人、西班牙人四千八百八十九人、雜種西班牙人三千八百四十九人、其他の歐羅巴人三百

五十人なりき、是より已に十餘年を経過したれば、其人口は益増加せるを見る、抑此マニール灣は我東京灣に比すれば較、狭少なりと雖も、諸外國船舶の輻湊する所にして、群島に於ける貨物の輸出輸入共に大体此を経由せざる無く、海底電線有り、定期航海船有りて、香港ホンコンに通じ、實に南洋の貿易上門戸の要津なり。

日本人群島に殖民す

西班牙人が一たひフィリッピーヌ群島を占奪し、同島に來りて殖民せしより、各國の人民中移住する者漸く多し、而して支那人の一種族は、其地が本國なる福建、廣東一省の東南に近く、汕頭より二百四十里に過ぎざるに、之に加へて其間に定

時風及び恒信風の便宜有りて、往復甚た容易なるを以て、夙に此地に出稼し、其出稼人は今のサン、フランス、若くは加奈多、若くは濠洲に於ける出稼支那人の如く、伍を結ひ、隊を組み、百より千、千より萬、忽ちにして無数の支那人を以てマニール近傍を圍繞するに至りたり是れ支那人が古來の習慣と、土地の逼近なると、往復の便利なると、又當時明末の政亂れて本國の堵に安せざるとか、交刺衝して此に至らめたるものなれば、深く異とするに足らざれども、茲に驚く可きは絶東なる我日本帝國の人民にして、早く已に西班牙人と同一く當時此地に殖民したるの一事なり、蓋し足利氏の未造より、我日本人の海に航して東南洋に赴く者漸く多く、忽ちにして呂宋に殖民せし者三千餘人の多きに達した

日本の移住人

り、而して是等日本人の大膽にして、其行爲の活潑なる、往々西班牙の管理政府をして恐懼を抱かしめざる無きに非ざりしも、日本人種固有の美質たる、義勇心と廉恥心とは、又深く西班牙人及びマレー土人の崇敬を惹きたり、是を以て彼の出稼支那人が廉恥を顧す、徳義を重せず、射利の爲めには爲さざる所無く、至らざる所無く、土人の職業を奪ひ、群島の富を運ひ去るを憎みて、西人、土人、相合し、屢之を驅逐し、襲撃したる際にも、日本人の殖民は曾て一たひも其厄に罹らざりしのみならず屢、西人、土人を援け、共に支那人の驅逐に盡力したり、此最初の我殖民中より、一の奇傑の士を出したり、之を原田孫七郎と爲す

原田孫七郎一たひ群島を圖る

抑此日本最初の殖民かフィリッピーヌ群島に移居せしに當りて、西班牙王國は歐羅巴に於ては葡荷牙を合せ、洋の東南に於ては印度一帶の沿岸より、フィリッピーヌ群島に及ひ洋の西に於ては墨西哥國よりペーリリュー、チリ、サンタフェ、ドボエヌ及びヒュエノゼールに至り、南は亞非利加の各地方に跨り、世界の有らゆる富を掌握し、傲然一世を睥睨したる眞最中なり、是時に當り誰か敢て一弓を彎きて西班牙王に向はんとする者有らんや、然るに眇々たる一個の日本人にして、敢て其威力に抗し、彼れの一大領地たるフィリッピーヌ群島を征服して、日本帝國の版圖に收めんと企てたる者は、則ち原田孫七郎其人なり。

原田孫七郎其人の家系、生地に関しては未だ充分の文献を得されは、之を徵するに由無しと雖も、其人の苗氏、其人の膽畧及び其人の屢、フィリッピーヌ群島に往來したるを見れば、或は九州の住人にして、筑紫の豪族原田か一支族に非ざる歟、此原田孫七郎は天正の初めを以て群島に航し、亦他の日本に移住人の如く、呂宋のマニラに住居し、早く西班牙の國語に通じ、群島の太守等と交を修め、其人となり頗る、機智に富めるを以て知られたり、去れば原田は其機智を以て深く、西班牙の國力及びフィリッピーヌ群島の状態を察し、終に大膽にも此廣大なる群島を畧取して、日本の版圖に入れんとすの企を起したり、蓋し其心に以謂へらく、西班牙人の此群島を占領するや、先つカトリック教を傳播して土人の心を收攬

し、而る後ち收めて其有となせり、今彼れのカトリック教徒を
 續々日本に送るものは、亦同一の手段を以て日本を略取せ
 んど欲するものなり、我れ彼れに先たちて之を制せすは、我
 日本も亦將に行く行く第二のフィリッピーヌ島とならん、す
 危い哉危い哉、而して我れより先ちて彼れを制するには、第
 一着にフィリッピーヌ群島を西班牙人の手より奪取するに在
 り、今や西班牙國の兵力は強は則ち強なりと雖も、日本の國
 力之に當るに足れり、況や太閤の大を喜び、名を好む、之に機
 會を與へなは、其れをして遠征の大軍を興さしむるに難か
 らず、好し吾此機會を作り、以て太閤を起す可しと、是れ只
 原田が胸中を臆測して書きさる一の想像に過ぎされども
 其太閤を勧めさるの跡、太閤を激せしめさるの跡、又其宣教

原田説を
 太閤に進
 む

師等を殺さしめさるの跡等に就きて之を觀れば中らすと
 雖も遠からじ。

斯くて原田は日本に歸れり、是時日本は豊太閤出て、百有
 餘年來分離割裂し、さる海内を統一し、一手に政權を掌握し
 て、威權中外に赫灼さる時なりき、元來太閤は極めて急激な
 る性質の人なり、且つ其當時公の自負心は頂點にまで昇騰
 したる頃なりき、原田は其機智に富める眼光一撃を以て、早
 く之を睨み置き、一の計畧を書きたり、其計書は太閤に對し
 其威靈の廣大無比あるを頌して、フィリッピーヌ太守の貢獻を
 徴せしむるに在り、蓋し思も義も無き他國の王公にして、理
 不盡の言語を以て傲然貢獻を促し到らば、フィリッピーヌ太守
 たる者は必らず憤怒して其不敬無禮を反對す可し、其不敬

無禮を太閤に反問せん歟、是れ正に龍鱗に逆ふなり、虎鬚を曳くなり、太閤遠征の軍は必らず日本海を發し、フィリッピノヤ群島に向ふ可し、原田は斯く心算を定て、其友人にして太閤の近待たる橋田某に由りて太閤に對し、殿下一たひ書を賜ひて之を徴さは、フィリッピノヤ必らず入貢す可しと説かしめたり、此進説は果然太閤の自負心を感動して直ちに受容せられ、太閤をして忽ち又フィリッピノヤをして琉球及び朝鮮の如く、一の朝貢國たらしめんとの意思を生せしむるに至りたり、是に於てか太閤は左の公書を作りてフィリッピノヤ太守に贈りたり。

群島太守
に與へた
る太閤の
書翰

夫吾邦百有餘年、群國爭雄、車馬不同、軌文、予也、際誕生之時、以有可治天下之奇瑞、自壯歲、領國家、不歷十年而不遺彈丸

黒子之地、域中悉統一也、蘇之、三韓、琉球、遠邦、異域、歟、塞來享、今也、欲征大明國、蓋非吾所爲、天所授也、如其國者、未通聘禮、故先雖欲使群卒討其地、原田孫七郎以商船之便、時來往此、故紹介近臣曰、某早々到其國、而備可說本朝發船之趣、然則可解辨獻筐云々、不出帷幄而決勝千里者、古人至言也、故聽褐夫言而暫不命將士、來春可營九州肥前、不移時日、可偃降幡而來服、若匍匐膝行於遲延者、速可加征伐者、必矣、勿悔、不宣。

天正十八年秋季十五日

即ち是れ太閤が朝鮮八道を席卷し、大明四百餘州を并呑して、第二の亞歷山大王アレキサンデルとならんと企てたる時なれば、書辭の傲慢なる、意氣の豪放なる、亦怪しむに足らざるなり、彼の西

佛人クラ
セカ太閤
の評

救史の著者クラセ之を評して曰く「關白殿下は蓋し大業を擴張してフィリッピーヌ群島を領する所の西班牙人を以て己を君主と認め、入貢せしめんと企てたり、其常に葡萄牙人と貿易を開けるも、元來其歳入を増加せしめんか爲めなれども、殿下の慾望は利益上よりも寧ろ名譽上に在り、勇略武功を以て神と仰るれんことを望み、非常の尊榮を極め、萬國を足下に陥まんと希望せしなり」と其言實に善く太閤の志業に中れり、原田は此書を得て畫策の先づ適中したるを喜び、橋田と議りて其身は日本に留まり、甥なる某に命し、此書を齎らして直ちにフィリッピーヌに赴かしめたり。事理を以て之を推せば、原田の此計畫は必らず行はる可きの策なりしも、其事殆ど成らんとして、終に二個の事情に由

群島太守
の恐怖

りて齟齬したる、彼れ原田の甥某は孫七郎の命を受け、太閤の公書を奉りて群島の首府に達し、之を太守に附して特さるに其恭順を促し、其貢獻を徴したり、然るに彼れフィリッピーヌ太守は本國の強盛なるにも關はらず、又其權力の廣大なるにも關はらず、此書を見て大に畏れ、不敬無禮を反問す可き當然の本分を棄て、鼻屈にも一の口實を設け、正副の使節を日本に送り、陽には前書を確かむると稱し、陰には日本の國情を窺はしめんと欲し、謹て其書を受領したり、蓋し當時に在りて、群島と日本との間には貿易盛に行はれ、日本より此に移住せし殖民の數も亦寡からず、且つ西班牙、葡萄牙人の日本に到りて貿易に従事し、宣教に服事する者も亦絶えざれば、太守は日本の兵力盛に振ひ、太閤の大を好み遠征を

懐ふ等の事實を、夙に諗聞し居りしを以て其書に所謂時日を移さず、降幡を偃せて來服す可し、若し匍匐膝行遲延するに於ては、速に征伐を加ゆ可きもの必せり云々の文字は、支那人の慣用する空恫虚喝の語と同一視す可きに非ざるを知覺したるものならん、然らざれば彼れ歐羅巴人が常に輕侮する、東洋に於ける一國の執權者が與へたる不敬無禮の書に對し、柔順否な鼻屈の答使を發して、之に應す可けんや是に於てか原田が最初の計畫殆ど齟齬したり。

擬彼れ太守は此書使の等閑に附す可からざるを慮り、カトリック教僧ジャンコポー等を前きの答使として日本に送りたり、此際恰も太閤は有名なる征韓の大軍を起し、本營を肥前の名古屋に据ゑ、自から臨みて都督する時なりしかば、原

使節
ジャンコポー
來る

田も亦隨ひて其營中に在りき、使節の來朝を聞くや橋田と共に之を長崎に迎へ、名古屋の本營に延きて太閤に謁見せしめたり、此時ジャンコポーハ恭しく太守書及ひ土物ヲ獻し、我群島太守は曩に殿下の賜ふ所の公書なるものを受領したり、然れども其書は果して真に殿下の發せられしものなるや否やを確信する能はず、今之を明瞭ならしめんか爲め、吾等をして來享せしめたりと陳したり、此言語たるや極めて曖昧の分子を包含せり、其旨意たる只は前の公書の信否を確めたしといふに在りて、真なれば如何、否なれば如何するといふことを闕けり、若し此答使をして征韓軍發遣の前に來らしめば、假令ひ其辭は如何お恭敬を表するも、其旨意曖昧おして向背服否を明言せず、威權赫々たる太閤殿下

の賜書の眞否如何を質し問ふとの托言は、亦是れ太閤の激怒を買ふの價値を與ふるに餘り有りて、十分原田が計畫を満たすに足る可きも、當時征韓の役に全力を要し、太閤を以てフィリッピーヌを願ふの暇有らざらめたるを以て、彼れが恭謙なる言辭に免し、無事に其答辭を受取りたり、是れ亦原田が計畫に齟齬せしめたる一因なりき、然れども太閤の代に至り、南蠻の使者塞を欸きて始めて貢獻するに至りしは、孫七郎が力與かりて多しとて、原田は太閤の家臣に加へられ、年俸五百苞を賜はるの身となれり。

原田孫七郎再たひ群島を圖る

原田は太閤の家臣に加へられ年俸五百苞を賜はるの身と

原田再たひ群島に

赴く

なれり、然れども原田が志は南洋を擧げて日本の版圖に入るゝに在れば、固より區々の俸祿に満足し、碧藤三尺人に羈かるゝの鷹隼に非ず、切角に計畫せし策畧の眼前に齟齬して、壯圖の一朝に空しからんとする見、更に復た一策を按出し、其身奮然自から起ち去りて群島に赴きたり、蓋し其志は明かなり、其最初に誘出したるフィリッピーヌ太守が第一回の使節は、不幸にして太閤の激怒を買ふに足らざりしを以て更に第二回の使節を誘致して、其素願を必成せんと欲するなり、抑此策の最初に一蹶せしものは、彼れが鼻屈の手段を取りしに因するもの有りと雖も、主として征韓軍既に興りし後なりしを以てに非ずや、而して其征韓軍は當時一轉して証明軍となり、太閤の政府は遣軍徵發正に兵馬倥傯の最

中あり、前きに征韓の時すら他を顧るに違あらさりし者、如何ぞ韓と明とを併せて敵とするの時に至りて、別軍を出し得可けんや、故に卒然之を觀れば、原田の今回の畫策は殆ど成算無きものゝ如し、然れども靜かに太閤平生の人となりてを察すれば、豪宕磊磊にして一遠征軍を發遣せしか爲め、智窮まり、勇沮みて、縮頭收尾、一兵一馬も他に發し得ざるか如き儕輩に非ず、現に其怒に觸るれば一旦收めし十萬の兵を、更に數倍して日本海より大陸の東端に送るを憚からず、原田か機智に富めるの眼は能く之を諦視したり、是を以て原田は再たひ群島に航するを無益とせず、且つ當時西班牙國の兵力は極めて強大なりといふと雖も、數百年來突擊彈刺の中に生育せられたる元龜天正士人の眼には、左して其

國姓爺群島を襲撃す

強大恐る可きを視さりならん、否な實に強大恐る可きの敵に非さりなり、何を以てか、之を知る、余は鄭成功が群島襲撃を以て證するなり、一千六百六十二年我寛元二年、即ち原田が群島に赴きしより殆ど七十年の後、鄭成功の國姓爺は群島を占領せんと欲し、一將に命し、船艦を臺灣より發し、八萬の兵を擧げ、主として呂宋のマニール港を襲撃せしめたり、其勢の猛烈なる、當時左も兵備堅固に見るし、西班牙の鎮臺も、殆ど之を禦くこと能はず、術盡き、計窮まりて、將に群島全部を棄て、守を撤して本國に退走せんとするに至り、會國姓爺死去の訃寄手の軍中に達し、臺灣兵急に引去りしるは、西班牙東方の金庫、殆ど失はんとし、纔かに存するを得たりしこと有り。夫れ臺灣兵襲撃の當時、群島に於ける

西班牙の兵備の整頓せしことは、亦原田の往來せし頃ほひの比に非ず、又其襲撃せし臺灣兵なるものは、脱徒、海盜等烏合の衆より構成せしものなり、且つ之を指揮するに鄭成功親ら旗を執りしは非ず、而して成功の計にして至らざれば群島は當時西班牙國の有に非ざりし、然れは是より上七十年、彼れの兵備尙ほ言ふに足らず、我れの兵力四隣を壓するの時に當りては、之を擧ぐるごと、一偏將一孤軍、一かも一萬に充たさるの兵を以て易々辨し得しなる可し、太閤如何に明韓を事とするも、其れをして一たび激怒せしめなば、一萬足らずの別遣軍を出すごと、箸を投するよりも易かる可し、原田の再航豈算無しといふを得んや。

原田は乃て群島に達し、先づ太守に面し、前きに太閤より贈

群島太守
の恐怖

りし所の公書は、シンコホー等の復命に因りて眞正のものなることを確められたれば、今は之に對して、明確截然たる決答の使節を再たひ太守より送らしめんと欲したり、然るに何ろ圖らん前の使節シンコホー等は、歸航の海上、其船難風の爲めに覆没し、一行悉く溺死し、太閤の返書終に太守の手に達せざりしなり、是に由りて原田は太守に進説の鎖鑰を失ひ、其第二着の計畫亦殆ど書餅に歸せんとするの場合に遭遇せり、他人をして之に處せしめば、志を失ひて空しく歸途に就くか、又は快々其地に留まるの外無かる可し、而して機智に富みし原田は、又更に一策を案し、群島駐在のトリック教管長に面し、我日本の太閤殿下は夙に師等の高德を傳聞し、日本に迎へて教化を播せんことを渴望せり、故に

師等若し日本に來らば、余は殿下の師等を優待するを保す、余は殿下の師等の爲めに堂塔を寄附するを保すと勸説し、
 入り、元來此群島に於けるカトリック教の管長は、前にも一た
 ひ言ひし如く、西班牙國王之を推薦し、羅馬法王之を任命し、
 今日に至るまで群島一切の教務、並に教育の事を管理する
 の權を有し、群島太守と密着の關係を有せり、故に原田は管
 長に説けば、必らず太守に稟議す可きを圖り、太守に稟議す
 れは、太守が太閤の威名を、畏怖するの餘、必らず之に使命を
 托す可きを圖りしなり、果せる哉、其圖りし所に違はず、管長
 は原田の説を聽きて大に喜び、太守に之を議りたり、固より
 太閤の威名に畏怖し、且つ前の使節等が空しくして歸らさ
 るか爲め、鬼胎を懷きたる太守は、今ま太閤が教法に寄依す

使節ゴン
 ザル及パ
 チスト來
 る

るの心有りといふを聞き、亦大に喜び、之を好機なりと思考
 して、直ちに其議を容れ、カトリック教僧ペール、ゴンザルを正
 使とし、ペール、パチストを副使とし、公書、土宜を齎らさしめ、
 原田と共に復たひ日本に向ひて出發せしめたり。
 原田が群島太守の使節を誘出するの手段は、果然其圖に中
 りたり、使節の一行は原田と共にマニールを離れたる後ち、
 終に我肥前の平戸に達したり、原田は直ちに亦之を征韓軍
 發遣の總本營たる名古屋に導き、太閤に謁見せしめたり、此
 時使節は善美なる馬具を裝ひたる墨西哥産の駿馬一頭、カ
 スチリア産の美服一領、淨明光瑩なる大玻璃鏡一面、華麗に
 鍍金を施したる、墨池一壺、及び西班牙銀五百マールを獻り
 副使パチストは一行中の譯官フレール、ゴンザルを介して

使命を傳へて曰く、前きに我群島太守は使節を發して、嘗て賜ひし所の殿下の教書の事を奉問せしむ、其使節は殿下の答旨を得て歸途に上りしと傳聞すれども、彼等は海上に溺死して使命を全くせず、是を以て我太守は、更に今ま外臣等を以て前きに賜ひし所の教書の眞に殿下の令旨に出てしや否や、又其のシヤンコホー等に賜ひし答書は、如何の教旨なりしや否や、親しく命を受けえめん爲め、茲に殿下に謁見せしむと、恰も第一回の使節シヤンコホーが陳せし所と同一なる曖昧摸稜の言辭を口實とし、太閤の人となりと、太閤の眞意如何とを窺ひ、探り、問はしめしり、此時蓋世の英雄太閤の氣色頗る損すると思ふ、直ちに銳利なる聲を勵まして之に答へしり、然るか、然らば予今再し汝等に答辭を與

へん、予之を聞く、フィリップシーヌ群島の太守は予を仰きて群島の君主と爲さんか爲め、且つ予が兵を群島に送らすして、朝鮮國に出せしを謝せんか爲め、日本に來朝せんと欲すと、予之を許す、速に來り朝す可し、若し太守自からすること能はずは、其子をして代りて疾く來朝せしむ可しと此命令する群島の太守又は其名代たる使節に取りては、迷惑困却此上無き難題なれども、原田其人に取りては、夙望素願の好題なり、此時太守の使節をして國命を辱めざるの答を斷言せしむる歟、假令ひ否らざるまでも、少しく其答に躊躇せしめなは、太閤の嚴令に即坐に雷發せらる可し、其機間髪を容れず、此光景に接したるパチストは、福變の測る可からざるを察知し、忽ち姿勢を正しく、太閤に對して恭しく禮容を表し

「殿下の諭旨謹んで之を承けたり、惟た我群島太守は西班牙國王の臣なるか故に、國王の命を得るに非されは、其分として直ちに外國の王を君王と戴きて、奉事すること能はざる可し、然れども殿下は父の如く、歐洲人は子の如く、既に殿下の盛徳を慕ひ、日本に來りて貿易するの風習を有せる上は、太守は只殿下に對し奉り、諭旨を敬承することを稟言するの義務有るのみ、外臣等は速に殿下の諭旨を太守に通報す可し、若し殿下の意に適し、之を許さるゝものならん、外臣等は太守が復たひ至當の答辭を殿下に奉呈するまでは、人質となりて日本の國土に留まる可し」と答へたり、是に由りて太閤の意良や和らき、パチストの言を納れて其一行を日本に留め、太守の再答を待つことゝなせり、實は是れ一千五百

太閤原田
及ひパチ
ストの評

九十三年我文祿二年、征韓の軍連戰皆捷を報し、大明使を遣して和を乞ふの時なりき、蓋し當時太閤原田及ひ使節の僧徒の意表を察すれり、太閤は其氣一世を蓋ひ、眼も西班牙國の強盛を視されは、群島の太守の如き、只し一喝して致す可しと思惟して、甚し其意に經せず、原田は西班牙の國力を熟察し、必らず一度太閤を激怒せしめて、遠征の端を挑發せんと欲し、使節の僧徒は又依違の間に日本に留まり、一は其情勢を察し、一は己が宗教を傳播せんと欲したり、支那日本宗教史の著者たる英國の史家は「當時正使より代りて太閤のフィリッピン群島に君臨せんと欲するの意を太守に通知し、其事の決せざる間、同行諸僧と共に日本に人質となりて留まり、パチストの豪膽驚く可し」と稱賛せし、余を以て之を

觀れば、パチストの豪膽も驚く可きも、原田の單身屢南洋に往來し、百折不撓、以て其目的を達せんとする豪膽に至りては、更に之より驚く可きもの有り、而して原田の計畫此に至りて亦殆ど齟齬しゝり。

原田孫七郎三たひ群島を圖る

群島太守の使節パチスト等ハ巧言を用ゐて能く太閤の憤怒を避け、太守の爲めに人質しりと陽言して足を我國に駐め、乃て名古屋を發して京都に赴き、洛外に一地をトし、ノートルダム、フォルチュヌキールと稱する殿堂を起し、一千五百九十四年十月二十四日我文祿三年九月朔日より始めて宣教に従事しゝり、其後彼等は又潜に書を群島太守に贈りて、日

パチスト等京都に教會堂を起す

本の事情を報し、且つ尙ほ僧徒を増遣せんことを請求しゝれば、太守は該宗管長と相議し、翌年更に三人の僧徒を送りしゝり、爾來彼等は益力を得て教法を播し、日本國民を風靡して、其大ニ欲する所の目的を達せんことを勉めしゝり、使節の僧徒は斯くの如く人質と稱して此地に駐まり、太守の答書は早速に達せざるも、航海容易ならざるの當時に在りては、是を以て未ニ其向背を斷言するを得ず、大志を懷抱しゝる原田をして、空しく歲月を送らしゝる中、偶然の機會來りて復た原田ニ畫策の地を與へたり。
一千五百九十六年我慶長元年、外國船一隻土佐の浦戸港に飄着したる旨、國主より太閤の政府に上申したり、因て太閤は増田右衛門尉長盛を遣して之を點檢せしめたるに、其船

増田長盛西班牙商船の船長と應接す

は西班牙國の商船にして、群島を發して墨西哥に赴く海上颶風の難に遇ひて此地に漂着するものなりけり、此時増田は其船長に對し、種々の談話を試みたる中、無心の問は善く無心の答を惹き、彼れ船長をして覺えず知らず、西班牙當時の政畧を忌憚願慮無く公言せしめたり、即ち増田は其話次、西班牙國と葡萄牙國との關係如何、又東印度及び西印度は均しく西班牙國王の領する所なるや否やを問ひするに船長は之に答へ、去ればなり、西班牙と葡萄牙とは今や合併して、我フリップ二世陛下の治下に歸し、東西兩印度も亦皆我西班牙王國の隸屬なりと陳へ、他國の人に對し、自國の強盛を誇張するを喜ぶの人情として、船長は更よ一幅の地圖を出し、指點して其版圖の廣大無比なるを説示するなり。

太閤怒り
て商船を
沒收す

因て増田は再々船長に對し、西班牙國の屬地斯くの如く四方に散在し、其版圖斯くの如く廣大を致せしは、如何の政畧を用ゐて此に至りし歟を問ひするに、其本國人の日本に於ける事情の如何を夢想せざる船長は之に答へ、我西班牙國王の屬地政畧は之を経略するの前に、先づ僧徒を派遣し、教法を宣布して漸く人心を收攬せしめ、國人の大半か之に寄依して同宗の君長を戴かんことを希望するに及びて、一面は信徒を煽起し、一面は軍隊を發遣して、之を奪略せしむるを例とせり、是を以て邦土を擧ぐることに恰も枯を拉るか如しと、此偶然なる船長の答辭は當時我國に在留せる西班牙國人の事情に頗る符合して、思合はざる、所有りしを以て、増田の復命を得る太閤をして大に西國人を憎疾する

原田進説
して太閤
を激す

の念を生せしめ、不幸にも船長は其商船并に船中の貨物を
合せ一切没収せられしり。此機を得る原田は瞬間も猶豫
せず、直ちに進みて太閤に謁し、曩に本邦に來りて人質しり
と陽言し、其儘駐在せる群島太守の使節等は、曾て殿下の允
許をも受けずして、現に公然カトリック教を宣布しつゝ之れ
有り、彼等の爲す所を見れば、太守か志も亦知る可し、願はく
は殿下之を熟慮せよと訴へける、原田か此進説は即ち太
閤をして使節并に太守の所行を憤怒せしめ、由て以てフィリ
ッピン群島を經畧せんと試みたる最後の一策なりき、然る
に此進説は果して能く太閤の憤怒を惹起すの効力有りし
るには相違無きも、五六年來繼續したる朝鮮及び大明征討
の役の爲めに、當時殆ど多事を極めたるを以ての故にや、未

太閤怒り
てカトリ
ック教僧
を磔殺す

た直ちに群島太守に對し、問罪の師を出すまでに及はず、翌
千五百九十七年一月三日即ち我慶長元年十一月十五日、彼
の僧徒等二十六人を捕へて長崎に送り
此者共呂宋の使者と詐り、日本に來て御免をも蒙らず、國
内に留まり、禁制を犯し、カトリック教を傳へたるにより、長
崎に於て磔刑に處するもの也。

との宣告を以て、慘酷の刑を行ひたり、此處刑よりして之を
觀れば、天若し太閤に年を假さは、行々將に群島遠征の擧有
るを見んとするも亦知る可からず、然るに之より一年を越
えて曠世の英雄此世を去り、遂に原田の志業をして空しく
荒草に埋没せしめ、赫灼の功名と、廣大の屬地とを後代の日
本人に傳ふることを得ざらしめたるのみならず、其後ち原

田の事蹟聞く所無く、吾人をして今日其終る所をたに知る能はさらしむ。

伊達政宗群島を圖る

太閤薨し、原田去りて、群島經略は雄圖終に一空に歸したり。雖も、當時日本人士の勇壯快活なる、猶ほ此雄圖を繼かんと欲する者、其人に乏しからず、陸奥の太守にして有名なる獨眼龍伊達政宗の如き、實に其一人なり、此人の位地は全く原田と異なり、陸奥に於て百萬石の太守と云て、部下に數萬の兵士を有し、一たひ足を擧ぐれば他人の力を借らすして自から大事を成すに足る者なり、久しく日本の東北に雄視し、嘗て中原に鹿を争ふの大志を抱きしか、恰かも天縱の英

政宗大志を外に伸へんことを試みる

支倉六右衛門等を群島に遣る

雄太閤の如き、不世の豪傑家康の如き、人物并ひ出つるの時、ふ際し、其及ふ可からざるを察えて、前後此兩雄の前に伏したるも、有爲の大志は久しく抑屈する能はず、終に内に屈したるものを以て外へ伸へ、フィリピン又群島を經略せんと欲するは、雄圖を起したり、是に於て當時我國に來寓せし西班牙の僧ソテロを特に藩治仙臺に請ひ、陽にはカトリック教に寄依すると稱し、一千六百十三年我慶長十八年ソテロに正使の榮任を與へ、其れをして眞に教法寄依、通商訂約の爲めにする使節なりと自信して、喜て一行は案内者たらしめ、別に腹心の家臣支倉六右衛門常長に計を授けて之を副使とし、今泉令史、松本忠作、西九助、田中太郎右衛門等を隨從せしめ、幕府の海員十名を借受け、一行百八十人をして一大艦を

巖一陸奥を發し、西班牙王并に羅馬法王の許に至り、教法寄
 依、通商希望の意を致さしめたり、而して其實は密に彼の國
 情、就中フィリッピーヌ群島の實況を窺はしめ、其復命の如何に
 由り、將に兵を出して此群島を占領せんとの心算なりき、是
 を以て支倉は航路群島より過きりて、形勢を熟察し、進みて墨
 西哥より西班牙、羅馬に至り、數年比後ち使命を達して歸朝
 一來り、備さに復命したり、か、當時恰も徳川政府鎖國の令
 を嚴にせし後に際し、獨眼龍をして其志を伸ふるを得さら
 ず、幸歎不幸歎、其れをして西史の上に、空しく一個のカト
 リック教信者の名を留めたるに終りたり、若し當時の西班牙
 人を以て獨眼龍か述懐の一絶を見せしめば、知らず何の感
 をか爲せし、其述懐の詩に曰く、

政宗述懐の詩

邪法迷邦唱不終、欲征蠻國未成功、圖南鵬翼何時奮、久待扶
 搖萬里風。

松倉重政群島を圖る

重政封内のカトリック教を禁遏す

獨眼龍遠征の志謀を抛ちしより數十年の後ち、復し一人奇
 傑の士を出したり、是れ即ち松倉豊後守重政なり、重政は大
 和に生れ、其人となり、勇武にして遠略を有し、夙に武勳を以
 て肥前の島原に封せられ、六萬石の領主となり、巖然たる封
 建の一諸侯を以て知られたり、此重政の封土島原は當時我
 國に於けるカトリック教黨の巢窟にして、現に世人の知る如
 く、一千六百三十七年寛永十四年に至りて、有名なる教黨の
 亂を起せし土地なれば、其黨封内各地に散在し、他の九州各

地の教黨并にフィリッピーヌの本教會と策應して、隱然非常の勢力を有したり、重政も亦當時の中央政府たる幕府と同一く、カトリック教を視て西班牙國王が攻掠政略の第一具と認めたるを以て、幕府の主旨を循奉して嚴に封内にカトリック教禁遏の令を布き、熱心に教徒の勦絶に着手したり、然るに當時日本と群島間に往來する商船の便常に絶えざりてを以て、群島の本教會より派遣し來る僧徒の潜居する者曾て其跡を絶たず、是に於てか重政は先づ其本教會の所在たる群島を征討して其根據を一掃し、以て我國に於ける該教傳播の泉源を杜絶せんと意を起したり、是れそ重政の遠征を企てたる第一の原因なる、但た當初重政の意は正にカトリック教徒を惡み、單に傳播の泉源を杜絶せんと欲するに在

重政の兵備

りて、前きの原田、伊達氏等の如く、之を征服占領せんとすては欲せざりしものゝ如し、故に其施行せし策略の如きも、彼れの如く權謀術數の手段に依頼せしめて、明白單直の方法を取れり、然れども重政が夙に有爲の大志を抱き居しことは、當時我國に於ける戰鬪の利器中、銃砲の種類は未だ甚た發達せず、各處の大戦に名譽を博せざ大諸侯と雖も、銃砲の兵を備ふること甚た僅少なる頃、際、豊後守は其知行纔に六萬石、中等諸侯の階級にたも列せざるの位置と資力とを以て、精練の銃兵三千と、常に戰時に於て之に要する丈の彈藥を備へ、其他當時に必要なりき軍兵武器一切を整へ何時にても戰爭を爲すに差間無き準備を爲し居たるを見ても知る可きなり、重政は乃て戰鬪を爲すの順序とて、先

吉岡九兵衛等を群

つ敵國の形勢并に其強弱を探知せんと欲し、其家臣吉岡九左衛木村權之丞を商賈に紛せしめ、一の商船に取乗りて群島に發向せしめたり、二人は乃て群島に達し、其土の情勢を周密に視察し來りて逐一之を復命したり。

重政遠征の允許を請願す

是に於て重政は又更に大志を生し、其初め一撃以て教徒を齋粉し來らんとのみ欲せし目的は、變じて征服以て永遠に之を己れが領地の内に收めんと欲するの企望となれり、蓋し當時群島に於ける西班牙管理政府の兵備は蒙昧なるマレー土人、軟弱なる支那移民を制壓するには充分なり、なる可しと雖も、久しく尙武の風俗中に養成せられ、殊に遠征の大志を懷抱したる重政が眼中には、一の畏る可きもの有らざりしならん、實に然り、余が前きに引擧せし如く、此島

か國姓爺烏合の遠征軍に落ちんとせしは、是れより尙ほ三十年の後ちに在り、三十年の後ち烏合の軍且つ之を擧げ得可し、誰か三十年の前へ精練の兵之に克ち能はずと謂はん、重政の兵備已に全し、重政の大志己に決せり、乃ち西班牙並に其領地フィリピン群島の狀を具へて公然遠征の允可を幕府に請願したり、其書に曰く。

西洋西班牙より呂宋群島を支配し、呂宋より南蠻印度をを與みし、本朝を伺ひ候故、動もすれば我國動搖の機これ有り、都て西洋より本朝よ來るには、必ず呂宋に着岸候間、某一分の人數を以て呂宋を攻取り、在番の者を遣し置き、西洋の足掛りを指止め候は、永々本朝の御安堵もて御坐有る可く候、御免に於ては某呂宋に押渡し、退治仕

る可く候、之に依て某領内草高十萬石の御朱印成し下さ
れ候様願ひ奉り候。

と嗚呼壯なる哉松倉重政、彼れ九州なる西の一涯、掌大の島
原六萬石を以て、御免を得れば、己れ一分の人数を擧げ、強大
なる歐洲の一國を敵とし、幅員廣袤日本に相待つ可きフ、リ
ッピーマ群島を征して之を略せんとす、其大膽驚く可きなり、
當時の幕府をして重政の請ふ所に任せ、之に御免を與へし
むるも、幕府に取りては、一の兵馬を出すに非ず、一の金穀を
損するも非ず、彼れが要する草高十萬石も、亦彼れ自から鐵
血を以て、日本以外に求めんといふも在り、且つ若し彼れの
志をして其目的を達せしめば、將に日本の境土の廣さを二
倍ならしめんとす、此際幕府が重政に對し、自から直接も費

す可きものは、單に「聞」の一字に在るのみ、而るに當時幕府執
政の持重なる、怯懦なる、悠優不斷なる、終に之を斷する能は
ず、余曾て當時の記録を讀むに、「公儀は無用とも仰せ出され
す候へ共、願の通り仰せ付らるゝとも之れ無く差置かれ候
と、幕府の狀態、寫し得て善し、其中日月は人を待たず、重政の
志をして、空しく數年を経過せしめたるものと見ゆ、然れど
も豪傑重政の如き者、豈詩人の如く、文士の如く、志の違へる
を違へるまゝ、放擲して、徒らに白首寂々を嘆いて息ま
んや、一千六百三十年寛永七年、重政は又更に巽に群島も遣は
せし吉岡九左衛門、木村權之丞に偵察の事を命じ、曾て二十
四回海外も渡航せし糸屋隨右衛門を船長とし、一船を磯し
其年十一月十日を以て領内樺島より群島も向け開行せし

めたり、是に由りて之を觀れば、當時に及び、重政は大よ其志を定め、斷然自から爲さんと欲する所を決行せんと欲せしを知るに足れり、惜い哉、天此人に歳を假さず、吉岡等の樺島を開行せし後ち、僅に五日を隔て、十一月十六日、卒然として此世を辭し、其曠世の大志をして、遺骨と共に、永く九泉の下に埋没せしめ、其翌年六月に至り、切角に密旨を全くして歸朝したる吉岡等の復命は、徒らに重政の英魂毅魄を其墓前に弔する一片の祭文たるに終らしめたり。

徳川家康日本群島間の貿易を奨勵す

家康外國貿易に着眼す

元龜、天正より、文祿、慶長、並に其前後の時代、即ち十六世紀の季葉より十七世紀の初世に係け、我國に於ける尙武の風習

は正に極點に達し、苟も智勇の衆に過くる者は、武力に依りて一世に逞くせんことを思ふの時なれば、前後相踵きて群島に渡航し、又渡航せんと欲せし當時の人士中には、大志を抱き、遠略を有せし者は、決して僅々原田、伊達、松倉數氏に止まらざりしならん、惜い哉、當時の歴史備はらず、文獻の今日に徴す可きもの稀なるを以て、之を知るを得ざるなり、然れども概するに是等の人士は、一身一家、一國を孤注とし、武力に依頼し、冒險以て其所志を濟さんことを試みたる者のみ中に就きて、當時の天地に在りて善く貿易の利益を認め、大局に着意して平和の手段を用ひ、我國と群島間の貿易を奨勵せし者唯一有り、是れ即ち豊太閤に次ぎて我國の政權を綜攬せし征夷大將軍徳川家康なり。

數百年來亂離の後を受け、畢世の力を盡して豊太閤が僅に
統一せし日本帝國は、太閤の薨去に由りて忽ち又四分五裂
の勢を現はし、僅に亂世より出てたる國家は、再たひ亂離の
裏に沒せんとす、此時能く群雄の上に立ち、之を制服統御し
て、自身第二の執權者となり、治平を保續維持す可き大志を
抱き、又之に應ず可き一世の人望を負ひたるは、獨り關東八
州の領主徳川家康有りのみ、彼れ八州の領主は、此志望を
有し、終に之を充たすことを得たる丈、其用意太た精しく、其
の着眼も太た高かりき、則ち彼れは此大望を成就せしめん
か爲め、政事を修整して人心を收攬し、兵備を完成して事機
を待つと同時に、内地の商業、海外の貿易を盛にして、日本國
否々寧ろ關東を富ますの必要急務なるを感したり、此際偶

然の出來事生じ來りて、之に群島と交通の端を與へたり。
一千五百九十八年六月四日、阿蘭陀國を出發して東洋に向
ひたる五隻の商船は、東洋各國の諸港に廻航して貿易を爲
せし中、洋上にて數回の颶風に遭ひ、一千六百年四月十二日
即ち我慶長五年、其中の一隻、我豊後の一港に漂着したり、此
時船中の人員は悉く疲憊して、實際其職を執り得る者は四
五名に過ぎざりき、豊後の領主は其狀を愍憐し、厚く保護を
加へ、船中の缺乏等を補給し、急使を馳せて其旨を大阪なる
中央政府に報告したり、中央政府は之を聞き、直ちに其船を
大阪港に廻航せしむ可き旨を命令したるを以て、漂着者は
大阪に赴きて、指揮を候ふこととなれり、茲に阿蘭陀人等は
初めて日本に渡來したる者なれば、一切日本語に通せざる

より、久しく日本に在留せる葡萄牙人を通辨として、漂着の事情並に今後日本阿蘭陀兩國間の通商貿易を開き度き旨を申立てたり、然るに阿蘭陀國は嘗て西班牙國に叛きて新に獨立し、且つ當時新興國の勢を以て、頻りに其手を海上に擴張し、往々西班牙、葡萄牙の貿易を壓倒し、併せて西班牙の領屬地さへ攘奪せんとするの情有り、加之阿蘭陀人カプロテスタント教を奉じて、カトリック教を排撃し、羅馬法王の管轄をさへ脱出したる者なれば、平生カトリック教を信奉し、又其頭上に西班牙王を擁戴したる葡萄牙人には、無形上、有形上の讎敵として、宿怨有るか上に、蘭人の商業に穎敏なる、又此機に乗じて己が貿易の權を攘まるゝの恐れ有るを以て、葡人カ大阪政府に對し、彼れ漂流人と稱する者は、其實海賊

なり、免す可からずと讒訴したり、是に由りて大阪政府は直ちに之を獄に下し、乃て嚴酷なる處分に出でんとせり、是れ正に五大老、五奉行を以て大阪政府を組織し、權力の争ひ將に破裂し、有名なる關ヶ原の大戰を誘起せんとするの時あり、家康は五大老の一人として蘭人の言を聞き、當時富強の策を講ずるに熱衷なる折柄、心竒かに會する所有り、自から辨護して此蘭人等を獄より出したり、蘭人等は家康の好意に依り、圖らす九死を免かれて一生を得たれば、家康に見えて恩を謝し、船載し來りし方産數種を獻し、此次でを以て、己等も葡萄牙人等の如く、日本に通商するを得んことを再たひ請求したりしに、家康は直ちに之を許し、速に江戸府に回航し、不日我歸府するまで、府下に滞在して待つ可しと、固く

家康群島
及ひ墨西
哥の貿易
に着眼す

命たり、是は於て蘭人等は喜悅の中に其船を遠州灘に乗
入れしよ、不幸なる此商船の灘上に於て又々颶風に遭ひ、相
模の浦河即ち浦賀に至りて遂に難破せり、是に由りて船員
等は此港より陸路を送られて江戸府に入れり。

既にして家康は陸路より歸り來り、前きに達せし蘭人等一
行中の重なる者を屢、城中に引見して、其希望、其意見、就中海
外貿易地の事情等に就き、種々の諮詢を爲し、此談話中
家康は蘭人等に對し、我日本ハ世界の東方に在るものなり
と聞きたるか、知らず日本の東方にも亦更らに國有るや否
やと問ひたり、蘭人等は之に答へ、日本の東方には亞米利加
なる大陸有り、其中には濃婆佛郎察（即ち新佛蘭西にして、今
の所謂加奈多なり）濃婆以西（即ち新佛蘭西にして、今
の所謂加奈多なり）濃婆以西（即ち新佛蘭西にして、今
の所謂加奈多なり）巴爾亞（即ち新佛蘭西にして、今
の所謂加奈多なり）或は濃比須般（即ち新西

班牙にして、今の所謂墨西哥（即ち新佛蘭西にして、今
の所謂加奈多なり）及ひ字露等の國有りと陳
へたり、是等の邦國には我日本より何れの航路を取りて通
ずることを得るや否やを問ひしに、其濃比須般は呂宋と同
しく、西班牙の屬國なるを以て、日本に來る西班牙人は、絶
えず呂宋より往來する旨を答へたり、此問答は家康が海外貿
易の志望に對して許多の熱度と便宜とを與へ、遂に余が爲
めに呂宋及ひ濃比須般の交通の途を得せしめよと命する
に至れり、而して是時家康は石田三成が連合せし一大政敵
と、兵力を以て政權を争はんと決心し、大阪より歸り來り、領
内には警戒を與へ、出兵の準備に暇あらざるの日なり、然る
に裕々以て、其間に海外萬里の地と新貿易の途を開かんこ
とを圖る、家康が當時の群雄中に傑出したる、是を以ても見

ヤンヨー
ステン及
ヒアダム
ス

家康及
群島太
守の照
會

る可きなり、扱此漂着者の一行中に在りて其最も重なり
者は、一は船長阿蘭陀人ヤンヨーステンと一は水先案内
英吉利人ウイリヤム、アダムスとなす、而して日本に於てヤ
ンヨーステンは單にヤンヨーストと呼ばれ、ウイリヤム、アダ
ムスは其職の按針即ち按師（今の所謂水先案内なり）を以
て、單にアンシン又はアンシを以て稱せられたり、此ヤンヨ
スの重洲町の名を家康アグリ江の府内に於て賜は針町の地名を
た残り。

此初來の蘭人及ひ英人が江戸府に到着の後ち、幾はくなら
す、一は政權互争の戰鬪破裂し、終に關ヶ原の大戦を起した
り、一は元來家康は太閤に次きての政事家にして、且つ兵略
家なれば、一戰にして能く石田黨諸侯の同盟軍を破り、爾來

國政上の實權は、豊臣家を離れて、全く其掌握に歸したり、是
に於て家康は平生の宿志たる、海外貿易の事業をは、意見通
りに實行するの權利を得しかば、フィリッピーヌ群島及ひ墨西
哥との通商を盛ならしめんと欲するの際、恰も好しフィリッピ
ンヌ群島太守より日本の海賊、支那の水匪と合一、沿海を侵
犯する旨を訴へ出てたり、且つ日本より群島に渡航する船
舶の數、餘りに過多なれば、之を制限せんことを請求、去來れ
り、是れ其當時日本よりフィリッピーヌ群島に渡航して、貿易に
従事する船舶の夥多なるに乗、去、彼の朝鮮、支那の邊海に掛
けて横行し、韓、明政府をして非常に畏憚せしめたる、所謂倭
寇の八幡船が、其間に混入し、動もすれば暴掠を逞くするに
由り、渡航船數を制限して、檢束上の便宜を得んと欲してな

り、此照會中海賊の處分を求めしは適當の請求なりと雖も、渡航船數を制限するの一事は不道理の甚しきものにして、固より應ず可きの限りに非ず、然れども家康は群島との貿易を永久に維持し、且つ墨西哥との新通商を開始することを希望するを以て、成る丈け太守の心を攪りて、其目的を達せんと欲し、是より先き太閤の時代より、海外渡航の證として、商船に交附し來りたる朱印狀を利用して、海賊檢束の法とし、乃て左の書を贈りて群島太守に答へたり、

群島太守
に與へたる
家康の
書翰

日本國源家康回章呂宋國郎巴難至昔高提腰足下、舊年於貴國之海邊、大明弊邦惡徒作賊之輩、可刑者刑之、明人者異域民也、不及刑之、令歸于本國、定知於大明被誅罰如本邦者、去歲凶徒雖作反逆、一月之間無遺類誅戮之、故海陸靜安、國

家康寧、自本朝所發之商船、不可用多者、可隨來意、他日本邦之船到其地、則以此書所押之印可表信、印之外者不可許焉、弊邦與濠毘數般欲修隣好、非貴國年々往來之人、則海路難通、所希求者、依足下指示、舟人船子時一令往返、貴邦土宜納受之、遠方之信、厚意難謝、孟冬漸寒、順序保衛。

慶長六年辛丑冬十月 日

群島太守ハ此答書を得て、己か請求の承諾を得たるを喜ぶと同時に、日本墨西哥間の通商反求の群島の商業に不利なるを畏れたるものと見ゆ、曖昧なる温辭を用ゐて諾否の上と言ひ及はず、只管前きの謝意のみを陳し、土宜物産を贈りて家康の欸心を傷はさらんことを勉めたり。

是に於て家康は又更に一書を群島太守に與へ、群島政府に

して日本、墨西哥間の航路を開通せしむるものならば、之に報ゆる爲め關東に於て一港を開き、群島、墨西哥間通航船舶の停泊所に充て、且つ頻年群島政府が處置に困める日本の海賊船八幡舟をは、一併し掃蕩し與へんとすて進言したり、其書よ曰く、

日本國源家康回翰呂宋國太守麾下、遠人得來而傳足下音書、說貴國政化、况又投贈五般方物、雖不對容顏、不聽辭語、交情作四海一家思者、不勝感荷、本朝與暹毘數般、欲作商船往來者、不必爲本邦貴邦之人曾曰、弊邦關東有所止宿、則呂宋之舟可逃風難自關東出舟者、兩國之嘉慶也、云々、故自貴國告彼國者期望之意、可應貴邦所欲、自本邦出八幡舟輩、悉誅殺焉、域中到遠島遐陬、彌加制止之嚴命、若又到其地而作暴

群島太守
に與へた
る家康の
書翰

逆、可被殺戮、莫怪、本朝商人雖有寡人押印之書、不用國政、致非理者、記其名字而可告報之、異日不可令其舟渡海也、雖爲微物、贈本邦兵器、以表寸忱、餘事付與使者口牌、不備。

慶長第七龍集壬寅八月 日

當時家康の日本、墨西哥間の通商を開くに熱心なる、是非とも群島太守をして此事を幫助せしめんと欲するを以て、彼れよ對して好意を表する所以のもの、到らざる所無し、前書を贈りたる翌月、群島を發したる商船の我土佐に漂着するや、厚く保護を加へ、且つ其商船乗込の商人より、群島、墨西哥間の航海船八隻ハ、日本近海に於て特別の保護を蒙り度いと請願せしをも容れ、八通の朱印狀を群島太守に贈り、此狀を携帶する者は、日本沿岸何れの所に於ても充分の保護を

與ふ可き旨を約し、左の書に併せ、之を商船に托して太守に贈りたり、其書に曰く、

群島太守
に與へた
る家康の
書翰

日本國源家康謹啓、呂宋國主足下、今茲壬寅之秋、貴國商船欲赴濃毘數般、海上罹風波難、到本邦土州之海濱、數年與貴國、修隣交結、遠盟、今也幸而寡人執國柄、旅寓商人、船中資財、何有豪奪乎、爲異往事、偶見順風、急歸去否、船客數人到陸地者、寄贈貴邦土宜、厚意難報、自今以往、或漂逆風、縱雖謂檣傾楫摧、到弊邦則宜安心矣、兼日域中、益加嚴命、貴國商人請寡人曰、年々濃毘數般往返之舟八艘也、日本國裏、商舟所到、賜下可逃災害之印書、則呂宋百世至寶也、如寡人殊愛憐遠人、爲禦士民賊心、別裁押印書者八紙、持此印紙、則弊邦之中、江海島嶼、村邑城里、栖息可康安、莫訝、貴國商賈、全見國風、敢不能

纏陳也、不宣。

慶長七年歲次壬寅秋九月

家康は斯くの如く好意を表するの書を贈りたる中、殊更に「今ヤ幸にして寡人國柄を執れば、旅寓の商人、船中の資財、何ぞ豪奪を往事に畏るゝを爲すこと有らんや、云々と明言せしは、六年前太閤治世の時、増田長盛して西班牙商船の貨物を没入せしめしこと有りしに由り、家康國柄を執る以上は、決して斯かる無法の處置有る可きの虞無きことを、知らしめんと欲してなり、是より以往日本群島間の貿易は益盛に行はれたり。

徳川家康群島日本墨西哥間の航路を開く

日本及び群島間の貿易は益盛に行はれたりと雖も、墨西哥との交通は久しく遅々として捗とらざりき、是れ蓋し其事由無きに非ず、當時の日本の朝鮮を席卷し、支那を震動せしめ來りたる後の日本なり、家康の外交主義ハ全く太閤に反對せりと雖も、外人よりして之を觀れば、其真意未だ測る可からず、殊に當時日本人士の勇壯快活なる、就中群島に於ける日本人の舉動の目覺しき、往々西班牙人をして後へに墮若たらしむる者有り、是れ實に然りしならん、其日本人中には原田等と臭味相同しき人士を含めるも、亦決して尠からざりしなる可ければなり、故に當時西班牙人の日本人に於ける感情は、其支那人に於けるか如く、輕蔑侮慢の狀有るべしと無かりしと雖も、常に畏憚猜疑の態有りしことを免かれ

ざりき、是を以て群島太守は日本貿易の利を認ると雖も、日本人の多く渡來するを欲せず、其墨西哥に於けるか如きも、一たび日本人を導きて之に通航を開かしめば、將來如何なる事端を惹起さんも知る可からず、且つ一は此大膽なる國民をして太平洋を直航して、亞米利加に交通するの海路を得せしめば、群島に居住する西班牙人が貿易の特權を奪去せらるゝの恐れを懷きしと見ゆたり、是れ即ち日墨間の交通をして久しく滞滯せしめたる原因なりき。

其後ち群島に於ける日本人の西班牙人に與へたる恐惶は、群島太守の交迭よ由り、新太守をして更に其切迫を感せしめ、一千六百八年我慶長十三年、太守は日本文にて公書を作らしめ、一艦を發して之を家康父子に致さしむ、其艦は乃て

家康に贈
りたる群
島太守の
書翰

相模の浦賀に達し、カピタンより其一を家康に捧げ、在群島
日本人に退去を命じたる旨を報告したり、其書に曰く、
本國伊須波二屋之帝王、當國呂宋爲守護拙夫被仰付、今度
致渡海候、然者前々守護人前を任の諸大御惡意之段令承知
候、到我等無御異儀候様可忝候、縱雖隔雲山萬里候、心中先
非其儀候、情途其里を隔て無きをいふ心彌可申談候、次又拙夫、此
國參着之砌、當所數年逗留之日本人徒者候て、徒者さはい不
りふな所々騒に罷成候間、當年は一人も不相殘、歸國之儀申
付候、雖然毎年渡海之商客、何も無疎意人等候之間、何所へ
成共、風次第可入津之由申付候、此加飛丹同船中の者共、御
馳走奉仰候、加飛丹以下相當の兼又貴國居住のフヲテの
儀てフカラテは西班牙人なり如前々被加御哀憐候様、是又奉仰

候、少進物、以目錄申上候、奉表寸志而已、恐惶謹言。

慶長十三年五月廿七日　ドン、ロチリコラ、ヒヘイロ

進上

日本御主大御所様

此書中逗留の日本人に徒者いたづらもの有りて、所々騒きになれりとい
ふものは、固より其事を張大にして、退去を命じたる理由と
爲し、以て家康の憤怒を避けんか爲めの口述なりと雖も、當
時群島に在りし日本人の舉動の、傍若無人にして、動もすれ
は群島政府を困却せしめしことも、亦想見するに餘り有り
而して書中家康を指して大御所と稱するは、是より先き二
年、家康征夷大將軍の職を辭し、世人が斯く尊稱したるに因
りてなり、カピタンは又別に太守の公書一通を大將軍秀忠

に捧げ、日本より群島に渡航する商船の數を四艘にまで限
制せんことを請求せり、其書に曰く、

當國呂宋爲守護、從本國伊須波二屋、今夏令渡海候之處、先
年之至守護人、御貴殿御懇情之段、承知、大慶不斜候、於拙夫
御同意可忝候、交誼余に至りても論はる無くは其向後彌
寵榮を擲はんとすといふ意なりは爲可申談、黑船一艘相渡候、即爲我等代官代官の意は名御見
舞爲可申上候、則船の儀は關東へ可乗入之由、カピタン申
付候は、カピタン同船中者共、御馳走の義奉仰候、將又貴國
商船毎年四艘のみ、相渡之候様に被仰付候者、可目出候、貴
國住居のフラネ、パテレン、是又被加御哀憐候、稟奉願候、少
進物、以目錄申上候、奉表寸志而已、恐惶謹言。

慶長十三年五月廿七日 ドン、ロチ、リコラ、ヒヘイロ

進上

征夷大將軍源秀忠

斯の二公書中に於て、日本人退去の一事は大御所に報告し、
渡航商船制限の一事は征夷大將軍に請求せしは、事甚た奇
異なれども、彼れ群島太守は其書に記せる如く、家康は日本
の御主即ち實權者にして、秀忠は其後見に依りて征夷大將
軍の職に在るものと認めたりしを以てなり、而して彼れ太
守か此報告と請求との爲めに殊更に船艦を浦賀にまて回
航せしめしは、全く家康か群島墨西哥間に航路を開くの宿
望有るに由り、其歡心を受けて障碍無く退去令を實行せん
と欲してあり、然れども太守は尙ほ是か爲め日本人の憤怒
を買ひ、或は日本に在る自國の僧徒に復讐の舉有らんこと

秀忠に贈
りたる群
島太守の
書翰

浦賀港を
開く

を深く恐れたり、故に彼れは退去令を布きたりと雖も、未だ之を實行せざる中、先つアラテ及びパテレン等の保護を豫め懇請したりなり。
抑、群島太守が請求し來れる渡航船舶制限の事たる、國交際上固より有る間敷照會なるのみならず、其在群島日本人に退去を命したる理由の如きも、果して斯かる事實有りや否や、甚た疑ふ可しと雖も、群島及び墨西哥間の通商貿易に熱心なる家康は、彼れが特に船艦を關東に送りたるを機とし、由て以て其目的を達せんと欲し、我より關東に於て相摸の浦賀を開きて群島貿易場の一となし、有司に命して左の制札を建て、來港船舶の安全を保護する旨を標示したり、

定

浦賀港の
定書

三浦の内

浦賀津

對呂宋商船狼藉の儀堅令停止之訖若於違背之輩者速可處嚴科之旨依仰下知如件

慶長十三年七月

對馬

大炊

奇なる哉浦賀港は一たひ歐羅巴なる西班牙の爲めに之を開き、再たひ亞米利加なる合衆國の爲めに之を開きたり、等しく浦賀港を開きしなり、然れども二百四十餘年前の開港は我より進みて之を爲し、二百四十餘年後の開港は彼より迫られて之を爲せり、進みて開くと迫られて開くと、國權の

家康在群島日本人の退去令を承認可

群島太守に與へたる家康の書翰

伸縮日を同一て語る可からと、浦賀港に於て知覺有らば、其れ之を何ぞか謂はん、然れども海外の文明を日本に導入せし魁首の名譽は、浦賀港の永く失はざる所なる可し。家康父子は群島太守の使節艦を迎へて浦賀港を開き、尙ほ又太守が在群島日本人退去の處分を承認し、カピタンに復書を與へ、且つ自來在群島日本人の處分權を太守に委任したり、其書に曰く、

日本國源家康報章呂宋國太守足下、芳書落手、卷舒圭復、如書、而從伊須波二屋爲呂宋國守護渡海、珍重至祝、如前々不可有疎意也、然而今歲被着船於相州浦川津、欣悅不淺、抑如貴國者、上下安寧、人民相親、諸邦懷其惠者也、本邦亦正法度、正禮義、故無惡逆賊徒、雖然本邦者、於其地致無道者、盡可被

誅戮也、次渡海加飛丹船中者、心安申付也、貴邦方物、如目錄、納受、厚意難報、又吾邦信物、雖爲菲薄、以別幅獻之、遺餘期後音、不備。

慶長十三年戊申八月六日

家康は此書を與へて彼れの報告を承認したるのとならず、更に在群島日本人處分の權利を太守に委任せたり。

近年到其國日本人、作惡逆輩者、如呂宋法度、可被成敗候、於日本、無隔心、任此印札、可被申付也、仍狀如件。

慶長十三年戊申八月六日 朱 印

呂宋國太守足下

之と同時に秀忠も亦左の復書をカピタンに與へて太守の許に贈りたり。

在群島日本人處分の委任の朱印狀

群島太守
に與へた
る秀忠の
書翰

日本國征夷大將軍秀忠呈書呂宋國主麾下、來翰圭復披閱、
抑黑船一艘、海上無其煩、得順風而不日着于相州浦川津、至
祝至泰、吾邦風俗、以直道爲心、若有不直者、則戒之、刑之、以故
市易相博、公平之外、無他、莫勞思慮、先年之來船、亦海路風靜、
而歸着於本邦之示諭、珍々重々、自今以往、彌不可有疎志、商
船年々來往不絕、則自國他邦、幸之又幸也、方物如目錄、領納、
厚惠不淺、次菲薄之土宜、具別幅贈進之、聊酬嘉貺萬一者也、
委付干加飛丹舌頭、心事東高閣焉、維時珍膏。

慶長戊申仲秋念四日

斯くの如く家康父子は好意を以て彼の報告を承認し、彼の
使節を優待したりしと雖も、其承認を與へ、優待を爲せし所
以のものは、皆兩間の貿易通商を繁盛ならしめんか爲めよ

非ざるは無し、故に彼か秀忠に請求せし、我渡航船數制限の
一事丈けは、一切受け付せず、秀忠の復書中一言の之に及ぶ無
く、而して「吾邦の風俗は直道を以て心となせは、若し不直の
者有れば、之を戒め、之を刑するが故に、市易相博くして、公平
の外、他無し、思慮を勞する莫れ、云々」と言ひ送りしは、我國民
の正直あると、我國法の公明なるとは、以て我渡航船數の如
何に夥多あるも、決して群島の公利公益を損傷するの虞無
きを暗示したる、秀忠否な家康の微意なりき。
既にして群島太守の此等の書と委任狀とを得て大に喜び、
僅に安んじて意を決したり、然れども在群島人の尙ほ或は
承諾せざらんことを恐れ、公けに委任狀を示し、而る後ち斥
却の事に着手せしに、日本人も亦是に至りて家康の意なる

ことを知り、温和よ其命令に承順し、群島より一時も退去し
たり、是に於てか、在群島日本人の數は、著しき減却を來し、た
りと雖も、然れども其退去を命せられたるは、日本人中の最
も强悍なる所謂徒者いんちやうのみにして、一般よは非さりき。太守は
斯くの如く家康の威力を假りて、纔に退去の令を實行し、群
島内の平和上に其心を安んずると同時に、在日本僧徒の安
全に就きて益恐怖を抱き、退去令施行の翌年、即ち一千六百
九年、更に一書を贈りて前事を謝し、重ねてパテレン等の保
護を請求し來れり、是に於て家康は又之に返書を與へて曰
く、

群島太守
に與へた
る家康の
書翰

日本國源家康報章呂宋國主麾下、來書披見、忻然、抑本邦之
人等、於貴域行非法之旨、就達聞、制書相渡の處、被任其趣、平

均安靜、尤可然、貴國守護相替舊年、永可有逗留段、珍重、如例
年、黑船至關東、可被相渡之由、其節委曲可承知、次住居のバ
テレン、聊不可有疎意、猶期後音者也。

慶長己酉孟秋六賞

家康は彼れが約束の如く、其艦船を關東に寄するを見て、好
意を以て群島太守の意を迎へ、充分の保護を僧徒にも與ふ
可き旨を公言し遣れり、而して此書中記する所の黒船、即ち
群島を發して墨西哥に赴く一船は、三ヶ月の後ち、關東に到
り、太守より贈る所の數艘の方物を獻せしかは、家康は其宿
志たる群島日本及び墨西哥間の通商貿易、漸々緒に就くを
喜ひ、直ちに又群島太守に復し、且つ墨西哥渡航船舶の危難
に際し、日本國中何港に寄泊するも、安全の保護を與ふ可き

群島太守
に與へた
る家康の
書翰

旨を重ねて約し、益之を獎勵したり、其書に曰く、

日本國源家康回章呂宋國太守麾下、芳翰飛來、披閱珍重、抑
爲貴國之守護、渡海、政化至安、而如例年、被投數般方物、雖不
及閑談、如對容顏、誠作四海一家思者、交情不淺、彌不可有疎
意也、餘附船主舌頭、不宣。

慶長十四己酉十月六日 朱 印

其旋に曰く

墨西哥渡
航船保護
の旋書

呂宋船ノピスパニヤへ渡海の時分、逢逆風、著何之湊共、相
違有間敷者也、仍如件。

慶長十四己酉十月六日 朱 印

セラ、シワン、エスケラ

マニール、
浦賀及び

是れよりして我關東なる相摸の浦賀港と、群島中呂宋のマ

アカピユ
ルコ間の
航路

ニール港、及び墨西哥の西海岸なるアカピユルコ港との間に
は、年々通航の船舶絶えず、尙ほ又此間の通商貿易に就きて
は或數名のカトリック教僧にして、家康の爲めに計畫盡力す
る者有りて、浦賀の一港は諸外國に對し、長崎、平戸、堺等の如
く、著名の一開港場となりたり。

西類子

當時家康が群島及び墨西哥の交通に熱心なる、苟も其土に
航し、其土の事情に通ずる者有れば、延見優待して、之を利用
せざるは無かりき、故に肥前大村の人西類子の如き、屢群島
に渡航したるの故を以て、駿府に招きて延見し、備さに其陳
する所を垂聽したる後ち、旨を授けて群島渡航を命じ、此舟
歸朝の時雖何之浦着岸、不可有相違者也との朱印狀を與へ
て、特別の保護をなし、且つ之に時服の羽織を賜ひて、其名譽

西 家康按針
を以て大
艦を新造
せしむ

を表し、獎勵の意を一般に示したり、是れ則ち公方様御拜領の御羽織といへは今の勳章若くは褒章の如く、世人が貴重したるを以てなり。又彼の蘭人ヤンヨーステン及び英人アマムスの按針の如き、旗下の格式を以て待遇し、用おて外交上の顧問に備へたり、而して此アマムスの按針に命じて、新造せしめたる一艦こそ、實に太平洋を横斷して、亞米利加大陸に達し、る、大日本船舶の嚆矢とはなりたれ。或時家康は海外渡航の用も供す可き一艦新造の事を以て按針に命じたり、按針は其身か日本に於て按針を以て稱せらるゝ如く、舊と水先案内を職とせし者なれば、造船の業に嫻はざる旨を以て辭したりしかども、是非とも試よ一艦を製造し見よとの懇命に由り、成否の豫期し難き旨を上申し

す 謝意大
に以て
對換
源實朝
造船
の故事

て許諾を得たる後ち、一小艦の試造に着手したりに、幸にして其艦は彼れの智巧に由りて無難に實用に適す可きものを完成せしめしかば、家康は深く之を喜び、更に一大艦の新造を命じたり、然るに我國には古來適當なる船渠の設け無かりしを以て、按針は大に造船の場所に困りたり。是に就き世人は説を爲し、我國に於て大艦を製造せしめは、古來鎌倉の三代將軍源實朝一人有りしを聞くのみ、當時實朝は宋朝の支那に渡船するの用に供せんと欲し、東大寺の大佛を作りたる有名なる宋人陳和卿を造船工長とし、結城朝光を造船奉行とし、鎌倉なる由井ヶ濱の砂上に於て製造せしめたる大艦は、落成の日實朝自から進水の式を觀んと欲して、其場に臨み、數百の輓夫をして海面に輓出さしめ

んどしたれども、艦體重くして海に浮ぶる能はず、空しく砂上に棄てて朽腐せしめたり、今亦大御所之を再演するに果して何の地、何の港を用おて、其工事を成さんと欲する歟、鎌倉の浦は汀邊常に波高く、之に加ふるに沙洲遠きに瀰り、短舸小舟の出入ずら且つ容易ならず、何う況や大艦をや、天下の主の勢威を以てするも、恐らくは無効ならんと私議したり。

按針智巧を以て大艦を製造す

然るに按針は各地の地形を巡察して、相摸なる伊東の海濱に於て、一川の海に朝宗する處を撰定したる上、彼れは其智巧を以て一奇軸を出し、砂面に數多の枕木を安排して造船工事と其上にて起し、艦體の漸く成るに隨ひ、漸々枕木の下を掘らしめられたれば、工事全く成就する比には、艦體次第に地

下に下りて、一の塹中に安置せられたり、此時按針は川尻を堰止めて、其川流を壅塞せしめしかば、水は空缺を求めて、忽ち塹中に盈溢し、山丘の如き艦體をして、裕然として其水面に浮出てしめたり、按針は透さす工夫に令し、川口の堰塞を一度に切て放せしかば、一瀉千里の勢を以て奔出する水流と共に、一の輓夫、一の輓舟をも用おすして、新艦は相摸灘上に進みたり、因て其艦を江戸灣に回送し、淺草川即ち大川の水曲に繋ぎしかば、按針か名聲は新艦の評判と共に、噴々として一世に高かりき。

折柄フィリッピン群島を發して墨西哥に回航するサンフラシスコと稱する一大船は、日本の近海に於て風浪の爲めに殘破せられたれば、江戸政府に訴へ出て、其保護を請求せ

新造の大艦を以て大艦を製造す

り、日常より群島太守の手を借らす、我國の船舶を以て、墨西哥の航海を開始したと心掛け居たる家康は、此機會に由り、前きの新造艦に遭難者を載せ、其れを以て航路を導かめ、以て宿望を果さんと欲し、田中勝助、朱屋立清及ひ按針等に命じて此艦に乗組ましめ、遭難者を送りて千六百十年我慶長十五年の五月、亞米利加大陸を指して解纜せしめたり、日本國に於て始めて構造せられ、日本人に由りて始めて運用せられたる此新艦は、大日本帝國最初の渡航者たる名譽を載せ、大平洋を横截して、墨西哥なるアカビエルコ港に達し、家康の公書并に遭難者を新西班牙政府に致し、使命を全くと、艦體を傷はすして、翌千六百十一年慶長十六年九月に到り、無事に本邦に歸着して復命したり。

新西班牙太守は家康の好意に感し、之に酬ひん爲め、安針等歸朝の同年、特に使節を送りて我國に來朝せしめ、夥多の物土宜を贈りて、深く其恩を謝したり、此使節は我國に滞在して歳を超へ、其翌年歸航の途に就きしかば、家康は又之に托して公書及ひ數多の物品を其太守に寄贈したり、其書に曰く、

日本國源家康復章濃毘數般國主麾下、來翰薰讀、再三閱披、况又方物如目錄領之、惠意衰々、喜氣洋洋、先々年貴國之商士、罹暴風之難、舟楫摧損、不意適來本邦、不堪惠遠之思、修整一巨船歸之、幸無恙而着岸之告報、漏懷不淺、貴國與吾邦一結隣交、而每歲商船往來、互可通國寶者、爲世爲人、何善政如焉哉、抑吾國者神國也、自開關以來、敬神尊佛、佛與神、垂跡同

墨西哥太守
に與へたる家康
の書翰

而無別矣、堅君臣忠義之道、霸國交盟之約、一無渝變者、皆嘗以神爲信之證、能守正者必得賞、叨成邪者必得罰、靈驗新如指其掌、仁義禮智信之道、豈不在於茲乎、貴國之所用法、其趣甚異也、於吾邦無其緣歟、釋典曰、無緣衆生難度、於弘法志者、可思而止、不可用之、只商船來往、而賣買之利潤、偏可專之、貴國之商船來朝之時、雖到着何之國々津々浦々、聊不可有異議、兼日域中、益加嚴命、宜安心矣、莫訝吾邦土宜、備別幅、投贈之、采納惟希、炎暑已酷、順序保齋。

慶長十七龍集壬子夏六月

此書中に彌隣交を結び、毎歲商船往來去て、互に國寶を通す可し、世の爲め人の爲め、何の善政か焉れに加へんといひ、商船來往去て、賣買の利潤、偏へに之を專にす可しといふに由

墨西哥太
守不與へ
たる秀忠
の書翰

りて、家康の志も亦推知す可し、而去て秀忠も亦發航し臨み、公書物品を托贈したり、其書に曰く、

日本國征夷大將軍源秀忠報章濃毘數般國主幕下、信尺入手、油覽薰讀、特贈數般之奇産、如制録受之、實至情也、地之雖隔遠、其志親則不異隣境、二國商船、往來每歲、互共通之、時々欲聞國風耳、雖是薄物、本邦之兵器、鎧三領、共皆具寄贈之、以表寸志、餘事正使可傳語焉、敢不能縷陳、不備。

慶長十七年孟秋中浣

是に至りて家康が十年の宿志全く好果を見はし、爾來彼我の商船は絶えず群島日本墨西哥の間を往來したり、前に記せし伊達政宗が派遣せし一艦が、アカピュルコ港に入港せしか如きも、是より二年の後ち、即ち千六百十四年慶長十九年

の一月に在りき。

⊕ 三世紀に渉る日本群島間の關係

家康の通商政畧を取るや我國の海外諸國に對する航海通商貿易の業は、古來殆ど當時の盛に及ぶ無し、今其諸國中我より進みて其地に到り、通商貿易を爲したるは、フィリッピン、マニラ、就中呂宋のマニラ、濃尾、須賀、墨西哥のアカピュル、朝鮮の釜山、支那の南邊なる天川、即ち媽港、及ひ廣南、支那海中の高砂、即ち臺灣、東印度に於ける安南の東京、順化、交趾、安南の西なる東捕寨、其西北なる暹羅、六昆、占城、又其南の半島なる摩利迦、即ち摩拉加、田彈、(即ちタンタレム、歟)大泥、南大洋の芟萊、即ちホルネオ、芟萊の東なる摩陸、即ちモリ、ク、其

家康の世に於ける通商諸國

通商の船

他、信州、迦知安、密西邪、毗那宇、西洋等にて年々政府の朱印を請ひ受け、渡航せし者は擧げて數ふ可からず、家康の顧問此一人なる林羅山當時此狀態に就き、方今吾商客通外夷者、殆ど二十國、自有我邦以來、未有如今日之多且盛也」と記せしは、眞然なり、現に記録此傳ふる所に據れば、千六百四年より千六百六十年、即ち慶長九年より元和二年に至る、十二年間此みにて、朱印を請ひ得て以上此諸國に渡航せし船數は、百九十七艘此多きに及へり、而して是等渡航者此姓名は今日歴々皆擧示するを得るなり、且つ余は之を信す、當時此政府が租恢なる管理此下には、朱印を受けし渡航を爲したる者は、明記して後世に遺されたる百九十七艘此數より多きも、決して寡からざりしなる可きことを、只今人此疑ふ所は、

當時の日本人は如何なる船舶を用ゐて、是等の絶海遠洋に航行し得たるや否やに在り、是れ其鎖國以降二百餘年の後にちに生れ、當時船艦の構造、形容、大小等を一切耳目に遺示せられざる者不在りては、免かれざるの疑なりと雖も、其船艦の遠洋航海の用に充つるに十分なりしことは、伊達政宗が發遣したる一艦の容積を以て之を卜するに足れり、其艦には乗組百八十人と、外に荷物凡そ五百箇を載せたるは、當時の記録及び政宗の手東に由りて之を知るを得可く、之に加ふるに此乗組に供する數月間の食料をも搭積せたる可ければ、其艦の如何も亦想見するを得可く、而して此艦は政宗の領内に於て構造せしものなれば、一般の商船も亦之に據りて想見するを得可し、當時の日本人士が四海八表に渡航

家康在群島日本
の裁判權
を群島太守
に放任す

せしも亦何ら疑はん。

以上記せし如く十六世紀の末葉より、十七世紀の初世に掛け、日本人の航海、通商、移住の地は、斯くの如く二十餘方不及ひしに、江戸政府は是等の地の一の管理官をも派遣することあらず、是故に是等の諸方不到る者は、本國政府より殆ど保衛庇護せらるゝ所あらず、代りては又牽制檢束せらるゝ所も亦あらず、大膽不敵なる當世紀の我國人士なれば、其爲さんと欲する所は、決爲斷行、毫も顧慮する所有らざりき、左ればフィリピン又群島太守の如き、頗る其制馭に苦しみ、屢之を江戸政府に訴へて止まざりしを以て、家康は之が爲め兩國の通商を衰退せしめんことを恐れ、曾て群島政府に退去令の施行を承認せしこと有りしか、千六百十三年

我慶長十八年ふ至り、彼太守より其國の叛徒の我國へ逃れ
來りし者を送還せんことを請求するの次で、又在群島日本
人の處分に就き照會する所有りに、家康は左の復書を上
野介正純をして太守に致さめ、是より以降群島に渡航す
る日本人の裁判權を永く太守に放任したり。

日本國源家康報章呂宋國主麾下、遠書到來、披閱數過、三般
之方物、領納惟幸、其地逃亡之士、來住于吾邦之示諭、即依所
求、其身下可還郷之命也、吾邦之商士、於其地、有非法者、任國
政、可有其沙汰、爾商船往來、互不可有隔礙、悉委付上野介正
純筆舌而已、順膏。

慶長十八歲會癸丑季秋上旬

元來家康の外交上に抱持したる所の主義は、全く外交政略

群島太守
よ與へた
る家康の
書翰

家康か外
交主義の

結果

を廢て、専ら通商政略を取るに在りき、故にフィリッピーヌ群
島太守より日本の移住人に亂暴の舉動有りと云へり、其事
實の如何を精査せしめて、直ちに退去令を承認し、日本の商
人に不法の所爲有りと訴ふれり、其國法の如何をも詳明せ
すして速かに裁判權を放任したりき、是れ前代なる太閤の
外交政略が我國に與へたる傷痕に懲り、己れ自身は單に通
商政略に依頼して、國を富まさんと欲せしより起りしもの
なり、是れ殆ど噎に懲りて食を廢せんと欲する者にして、其
志は憐む可きも、其事に至りては恕す可からざるもの有り、
抑外國の國際上、外交の關係は、常に通商の關係に隨伴す可
きものにして、決して分離し得可きものに非ず、故に通商愈
熾盛に赴けば、外交の事件も亦隨て繁多ならざるを得ず、今

通商の盛大ならんことを希望して、外交の關係隨て繁多あるを厭惡し、之を斷塞せんと欲するは、恰も冬日に室内の温暖を欲して、炭を費すの多きを惡むか如し、其温度五十度を以て八十度に上し、八十度を以て百度に上さんと欲せば、炭の消費も亦隨て三倍四倍す可し、此際炭の消費を惡まん歟、火を滅し、爐を蔽ひて、炭を撤せざる可からず、火一たび滅し、炭一たび撤す、炭の消費は防ぎ得可し、室内の温度豈久しきを保つを得んや、家康は即ち此傾向を遺せし者なり、故に其子より以て孫の時に至り、漸々外交の火を滅し、外交の炭を去り、通商の温度亦頓に冷却し、二十餘方の通商線内に、左も其盛を示したる通交の跡漸く熄えて、フィリッピーヌ及ヒ墨西哥との關係も其後殆ど尋ぬ可からざるに至りたり。

在群島日
本人の狀
態

高山南坊
及ひ内藤
如安

終りに臨み、尙ほ一の記す可き事有り、當時フィリッピーヌ群島に移住したる日本人は、呂宋のマニールより一山を隔てたる地に於て、日本町なる一區域を開きて住居したり、是等の日本人は、彼の退去令の爲め、一時或は其數を減せしこと有りしも、千六百十四年慶長十九年、我國より追放せられたる高山右近南坊、内藤飛騨守、如安等のカトリック教徒、同人大阪城陷落に由りて脱走の將卒、及ひ千六百三十八年寛永十五年、天草の殘黨等、亦此に移入せしかば、三千餘の日本人は常に此地に絶ゆることあらざりき、而して彼等は群島に移りし後ちも、依然として日本の言語風俗を守持して、嘗て其舊を失はず、就中、南坊、如安の如き上流の士人へ、出入尙ほ雙刀を挟み、鞍馬に跨り、長鎗を執らしめ、嚴然として大名の態を

存一たり、是等の人々は皆其子孫を群島に遣一たりき、嗚呼
絶海幾千里、人の國に移り、人の政府の下に立ち、生國との交
通既に微に生國の保護又望む可からざるの時に當り、長鎗
大劔、其國に横行して顧す、當時移住の日本士人が意氣の豪
宕なるも亦以て想ひ見る可一。

新井白石
羅馬人シ
ロテは應
接す

其後ち幕府の嚴に海港の禁令を布き、通商の途全く絶ぬ一
を以て、久一く移住日本人の事を聞かさり一か、是より一世
紀を經過し、千七百八年寶永五年、カトリック教僧なる羅馬人
ヨハン、バティスト、シロテなる者、弘教の爲め單身我國に渡
來し、大隅なる屋久島に上陸せり、此時シロテはろのかみの
我風俗に擬し、身には日本の服を穿ち、頭には月額さかぎの痕を存
し、腰より日本刀一把を帶し、日本の小粒貨幣及日本錢をも

三千餘の
ヤアパン
シスの子
孫

携持し、且つ頗る日本語をも解一得たり、第五代の將軍徳川
家宣は之を江戸府に送致せしめ、當時の碩學新井白石を
て應接せしめたり、白石は乃ち其次でを以て、シロテは對し、
何の地よて日本の語を學び、日本の金品を得、且つ日本の風
に倣ひしやを問ひしに、シロテは之に答へ、皆呂宋に於ける
日本人より之を受けたりと、因て白石は又呂宋の事情を問
ひ、且つ其島の日本人の状態を尋ねしに、シロテは白石に語
りて曰く、ヤアパンシス(即ち日本人)の子孫、此國にある者既
に三千餘人、集り居て聚落をなせり、其人本國の俗を變せず、
士人は雙刀を腰にし、出る時は鎗を執らしめ、其餘も皆一刀
を帶ひざるは無し、西班牙人之を御するおさ法有りて、安りよ
國中より出行くことを聽さず、前四年より、ヤアパンシスの風

よ放されて此に至る者十二人有り、西班牙人彼聚落よ就て之よ居らしめたり、余か携ふる所の金品の如きも、皆之より易へ得たりと、是に由りて之を觀れば、一世紀の久しきを経過せしも、移住日本人の子孫は、尙ほ其地よ蕃殖し居たりなり、是より又二世紀を経て、以て今日に至るまで、復た聞く所あらず、此日本人の後裔は果して如何の状を爲すや、今得て詳よせずと雖も、前にも記せし如く、現に此群島土人中の一種モローロ人あるものは、其性質勇悍にして、巧に利劍を鍛鍊し、擊劍に妙なり、此人種はホローロなる孤島に住して、同人種中の一酋長を戴き、動もすれば西班牙人と争闘を爲せり、而して其争闘を開くに當りては、標悍勇猛、殆ど當る可からず、是を以て西班牙人も容易よ手を下す能はず、然れど

モローロ
土人

明治政府
日本群島
間の通交
を復す

も其西班牙人を殺害すること屢なるより、往年管理政府は群島の熟土人を指揮して、之を攻撃せしめしに、モローロ人は一致團結して、花々敷防戦し、管理政府をして征服する能はさらしめたり、而して此人種の身幹、骨格、頗る日本人に類似せるもの有り、加之西班牙の宣教師にして、之を古昔移住の日本人の後裔なりといふ者有り、果して然るや否や。此群島との交通一たび絶えしより、三世紀の久しきを経たる後ち、一千八百八十八年即ち明治廿一年に至り、我日本政府は群島の舊交を復し、領事を呂宋のマニラに置き、今や銳意其通商貿易を奨励せり、是より後ち兩間行く行く又三世紀前の當時に凌駕するの盛を見ること有る可し、抑余は今日に當り、原田、伊達、松倉、其他當時の諸氏の如く、侵畧主義

を取らんことを、現日本人に望む者に非ず、然れども敢為勇往、前人未到の地に赴き、眼、西班牙當時の強大を視す、得々とて其為さんと欲する所を爲し、毫も畏怖顧慮する所無き平和の原田、伊達、松倉等を、續々今後に出さんことは、現日本人、就中、少壯有爲の人々に對し、翹望に堪へざる所なり、嗚呼、左丘明、司馬子長、固より余の知る所に非ず、此に筆を投して班超其人の出つるを待つ。

版權登錄

明治二十二年四月廿九日印刷并出版

定價全二十五錢

著作者

日南居士

印刷兼
發行者

兵庫縣土族

長尾景弼

芝區三田壹丁目
三十六番地寄留



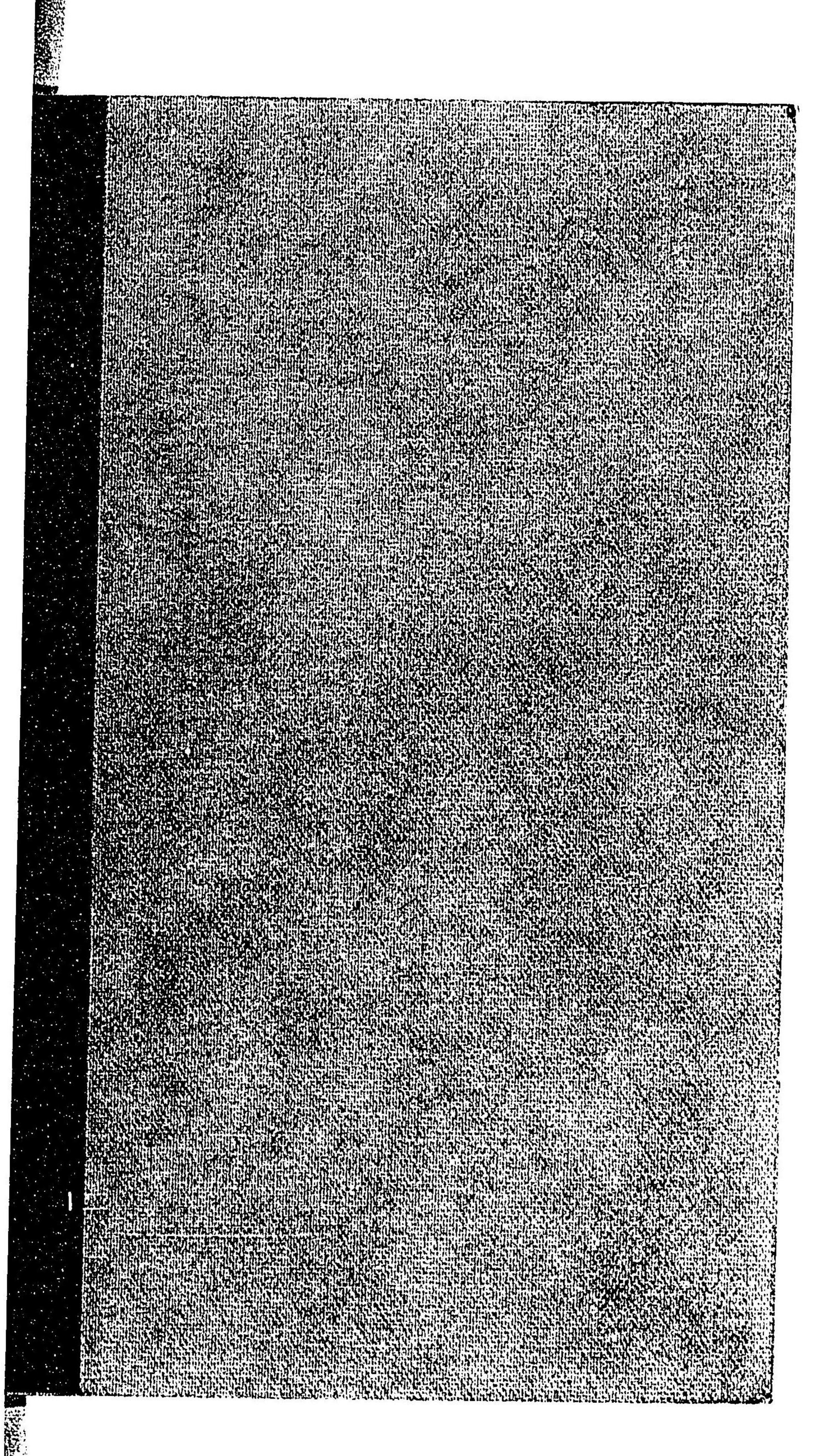
發行所

東京銀座四丁目
大阪備後町四丁目
千葉縣千葉町
埼玉縣浦和驛
福岡縣博多中島町
佐賀縣佐賀

博聞本
博聞分社
博聞分社
博聞分社
博聞分社
博聞代理店

219K2

大 販 賣 所											
尾州名古屋本町	駿州靜岡江川町	信州長野町	福島縣福島	陸前仙臺大町	函館末廣町	越後長岡	加州金澤	伊豫松山湊町	備前岡山	藝州廣島大手通一丁目	肥後熊本
片野東四郎	廣瀬文林堂	西澤喜太郎	石川支店	木村文助	魁文社	目黒十郎	牧野一平	土肥與平	森禎藏	早速社	長崎次郎
吉田幸兵衛	吉田幸兵衛	吉田幸兵衛	吉田幸兵衛	吉田幸兵衛	吉田幸兵衛	吉田幸兵衛	吉田幸兵衛	吉田幸兵衛	吉田幸兵衛	吉田幸兵衛	吉田幸兵衛
大 販 賣 所											
東京日本橋通三丁目	東京南傳馬町三丁目	東京神田表神保町	東京神田南神保町	東京神田錦町三丁目	東京神田裏神保町	東京東洞院三條上ル	東京東洞院三條上ル	東京河原町通五條上ル	西京寺町通四丁目	大坂本町通四丁目	大坂心齋橋通二丁目
丸善書	近江屋	中屋邦	須原鐵	時習社	明成法	集勘兵衛	東枝吉兵衛	飯田信文	岡島眞七	松岡眞	吉岡平兵衛
九善書	近江屋	中屋邦	須原鐵	時習社	明成法	集勘兵衛	東枝吉兵衛	飯田信文	岡島眞七	松岡眞	吉岡平兵衛



19

165

026795-000-4

19-165

フィリッピン群島ニ於ケル日本人

日南居士 / 著

M22

ADD-0496

